

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年3月31日

【事業年度】 第156期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

【会社名】 ライオン株式会社

【英訳名】 Lion Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 濱 逸 夫

【本店の所在の場所】 東京都墨田区本所一丁目3番7号

【電話番号】 03 3621 6211

【事務連絡者氏名】 経理部長 鎌 尾 義 明

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区本所一丁目3番7号

【電話番号】 03 3621 6211

【事務連絡者氏名】 経理部長 鎌 尾 義 明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
ライオン株式会社 大阪オフィス
(大阪市福島区福島七丁目22番1号)
ライオン株式会社 名古屋オフィス
(名古屋市中区錦二丁目3番4号名古屋錦フロントタワー)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第152期	第153期	第154期	第155期	第156期
決算年月		平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
売上高	(百万円)	335,171	352,005	367,396	378,659	395,606
経常利益	(百万円)	8,564	12,300	14,059	18,099	26,290
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	4,235	6,097	7,368	10,680	15,951
包括利益	(百万円)	11,478	13,261	12,001	9,479	16,292
純資産額	(百万円)	114,163	124,232	127,434	142,730	157,879
総資産額	(百万円)	257,595	282,098	283,352	282,434	298,510
1株当たり純資産額	(円)	407.08	441.59	449.94	469.05	513.76
1株当たり当期純利益	(円)	15.77	22.72	27.47	39.35	55.13
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	15.75	22.68	26.16	36.84	55.04
自己資本比率	(%)	42.4	42.0	42.6	47.6	50.0
自己資本利益率	(%)	4.0	5.4	6.2	8.5	11.2
株価収益率	(倍)	27.8	25.8	22.9	29.1	34.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	18,762	22,910	11,738	35,539	32,269
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	9,172	12,819	16,838	6,974	7,845
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,923	2,772	6,520	5,062	7,437
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	40,913	48,941	38,150	61,278	77,739
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(名)	6,006 [595]	6,162 [695]	6,343 [824]	6,816 [874]	6,895 [798]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第152期	第153期	第154期	第155期	第156期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
売上高 (百万円)	254,399	253,789	261,253	253,887	260,935
経常利益 (百万円)	4,484	8,303	10,260	11,921	16,754
当期純利益 (百万円)	3,091	5,099	3,651	6,809	11,995
資本金 (百万円)	34,433	34,433	34,433	34,433	34,433
発行済株式総数 (株)	299,115,346	299,115,346	299,115,346	299,115,346	299,115,346
純資産額 (百万円)	95,706	101,308	103,924	113,365	125,996
総資産額 (百万円)	218,824	230,832	222,724	212,093	229,113
1株当たり純資産額 (円)	356.10	376.96	384.21	394.08	432.87
1株当たり配当額 (円)	10	10	10	10	13
(うち1株当たり 中間配当額) (円)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)
1株当たり当期純利益 (円)	11.51	19.01	13.61	25.09	41.46
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	11.49	18.97	13.06	23.58	41.39
自己資本比率 (%)	43.7	43.8	46.3	53.3	54.9
自己資本利益率 (%)	3.3	5.2	3.6	6.4	10.0
株価収益率 (倍)	38.1	30.9	46.3	45.6	46.3
配当性向 (%)	86.9	52.6	73.5	39.9	31.4
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	2,442 [285]	2,497 [308]	2,499 [407]	2,467 [443]	2,510 [438]

(注) 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 【沿革】

当社は、昭和55年1月1日「ライオン歯磨株式会社」と「ライオン油脂株式会社」が対等合併し、「ライオン株式会社」として発足いたしました。
創業から合併以前の二社の時代、及び合併してライオン株式会社になってからの主な経過は次のとおりであります。

年月	概要		
明治24.10	初代小林富次郎が神田柳原河岸の店舗(小林富次郎商店)にて、石鹼・燐寸の原料と石鹼の製造販売を開始。		
29.7	初めて良質粉歯磨の製造を開始し、これを「獅子印ライオン歯磨」と名づける。		
43.12	合資会社ライオン石鹼工場を設立。		
(以下、左欄はライオン歯磨株式会社に関する沿革を記載し、右欄はライオン油脂株式会社に関する沿革を記載する。)			
年月	ライオン歯磨株式会社	年月	ライオン油脂株式会社
大正7.9	小林富次郎商店を改組して、株式会社小林商店設立。	大正8.8	合資会社ライオン石鹼工場を改組して、ライオン石鹼株式会社を設立。
昭和24.2	株式会社小林商店をライオン歯磨株式会社と商号変更。	昭和11.4	平井工場(旧東京工場)竣工。
24.5	東京証券取引所に上場。	15.9	ライオン石鹼株式会社をライオン油脂株式会社と商号変更。
36.6	ライオン不動産株式会社(現在のライオンビジネスサービス株式会社)設立。	16.2	ライオン石鹼東京配給株式会社(現在のライオン商事株式会社)設立。
38.11	ライオンサービス株式会社(現在のライオン流通サービス株式会社)設立。	24.5	東京証券取引所に上場。
39.9	小田原工場竣工。	35.11	リード石鹼株式会社(昭和42.7ライオン販送株式会社と改称、現在のライオン流通サービス株式会社)設立。
41.5	大阪証券取引所市場第一部に上場。 (平成19年12月上場廃止)	38.11	アーマー社等と共同出資でライオン・アーマー株式会社(現在のライオン・スペシャリティ・ケミカルズ株式会社)設立。
44.4	明石工場竣工。	39.11	川崎工場竣工。
49.6	小田原に新研究所竣工。	42.12	サハ社と共同出資で泰国獅王油脂有限公司(現在の泰国獅王企業有限公司)設立。
50.11	マコーミック社と共同出資でライオンマコーミック株式会社設立。 (平成19年7月清算終了)	43.10	大阪工場竣工。
51.12	クーバーラボラトリー社と共同出資でライオンクーバー株式会社(現在のライオン歯科材料株式会社)設立。	44.9	九州ライオン石鹼株式会社を吸収合併(旧九州工場)。
53.1	ライオン油脂株式会社と共同出資でライオン製品株式会社設立。	46.2	ライオンエンジニアリング株式会社(現在のライオンエンジニアリング株式会社)設立。
54.6	ライオン歯磨株式会社とライオン油脂株式会社とが昭和55年1月に対等合併し、ライオン株式会社となる旨の合併契約書に調印。	51.10	市原ボトル株式会社(現在のライオンパッケージング株式会社)設立。
(以下、ライオン株式会社に合併してからの沿革を記載する。)			
年月	ライオン株式会社の概要		
昭和55.1	ライオン株式会社発足。		
55.4	ブリストル・マイヤーズ社と共同出資でブリストルマイヤーズ・ライオン株式会社設立。		
56.11	小田原工場内に薬品工場竣工。		
57.3	獅王家庭用品(シンガポール)有限公司設立(現在の獅王企業(シンガポール)有限公司)。		
57.8	千葉工場竣工。		
57.11	ライオン化学株式会社(現在のライオンケミカル株式会社)設立。		
57.12	ライオンハイジーン株式会社設立。		
60.7	藤沢薬品工業株式会社より芳香剤等ホームケア用品の製造販売権を取得。		
平成元.2	ライオンオレオケミカル株式会社設立。		
5.1	アンネ株式会社を吸収合併。		
12.12	九州工場閉鎖。		
14.2	伊勢原工場閉鎖。		
15.7	川崎工場閉鎖。		
15.12	ライオンオレオケミカル株式会社がライオン化学株式会社に営業譲渡し、ライオンケミカル株式会社発足。		
16.12	中外製薬株式会社より一般用医薬品事業並びに韓国CJ Corp.より生活化学事業を取得(現在のCJライオン株式会社)。		
18.10	東京工場閉鎖。		
19.6	ライオンエコケミカルズ有限公司をマレーシアに設立。		
19.7	米国ブリストル・マイヤーズ スクイブ社より解熱鎮痛薬の日本及びアジア・オセアニア地域(中国等の一部国・地域を除く)における商標権を取得。それに伴い、ブリストル・マイヤーズ社との合併契約を解消し、ブリストルマイヤーズ・ライオン株式会社を解散。		
23.6	獅王(中国)日用科技有限公司設立。(平成27年8月吸収合併により消滅)		
24.6	ピアレス社と共同出資でピアレスライオン株式会社をフィリピンに設立。		
26.3	アクゾノーベル社より株式を譲り受け、ライオン・スペシャリティ・ケミカルズ株式会社を子会社化。		
27.7	ライオン株式会社化学事業、一方社油脂工業株式会社およびライオン・スペシャリティ・ケミカルズ株式会社を統合し、ライオン・スペシャリティ・ケミカルズ株式会社として発足。		
27.8	獅王日用化工(青島)有限公司が獅王(中国)日用科技有限公司を吸収合併。		
27.9	サザンライオン有限公司を子会社化。		
28.7	当社が保有するピアレスライオン株式会社の全株式をピアレス社に譲渡し、合併契約を解消。		

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社27社及び関連会社9社で構成され、一般用消費財事業、産業用品事業、及び海外事業を主な内容とし、さらに各事業に関連する物流その他のサービス等の事業活動を行っております。

当社グループの事業に係わる位置づけ及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。

なお、報告セグメントと同一の区分であります。

(一般用消費財事業)

主として当社が製造または購入し、代理店・特約店を通じて販売されております。ライオンパッケージング(株)(連結子会社)は、当社に商品を提供しております。

歯科材料等については、ライオン歯科材(株)(連結子会社)が当社より購入し、販売しております。ペットフード・ペット用品は、ライオン商事(株)(連結子会社)が販売しております。

また、当社が委託している店頭管理業務を(株)ジャパンリテールイノベーション(持分法適用関連会社)に移管したことに伴い、ライオン・フィールド・マーケティング(株)は平成28年12月31日に解散いたしました。

(産業用品事業)

当社及びライオン・スペシャリティ・ケミカルズ(株)(連結子会社)が製造または購入し、代理店を通じて販売されております。ライオンケミカル(株)(連結子会社)及びライオン・スペシャリティ・ケミカルズ(株)(連結子会社)は、製造を一部担当し当社に原料・商品を提供しております。

なお、厨房用洗剤等は、ライオンハイジーン(株)(連結子会社)が、一部を当社より購入し、販売しております。

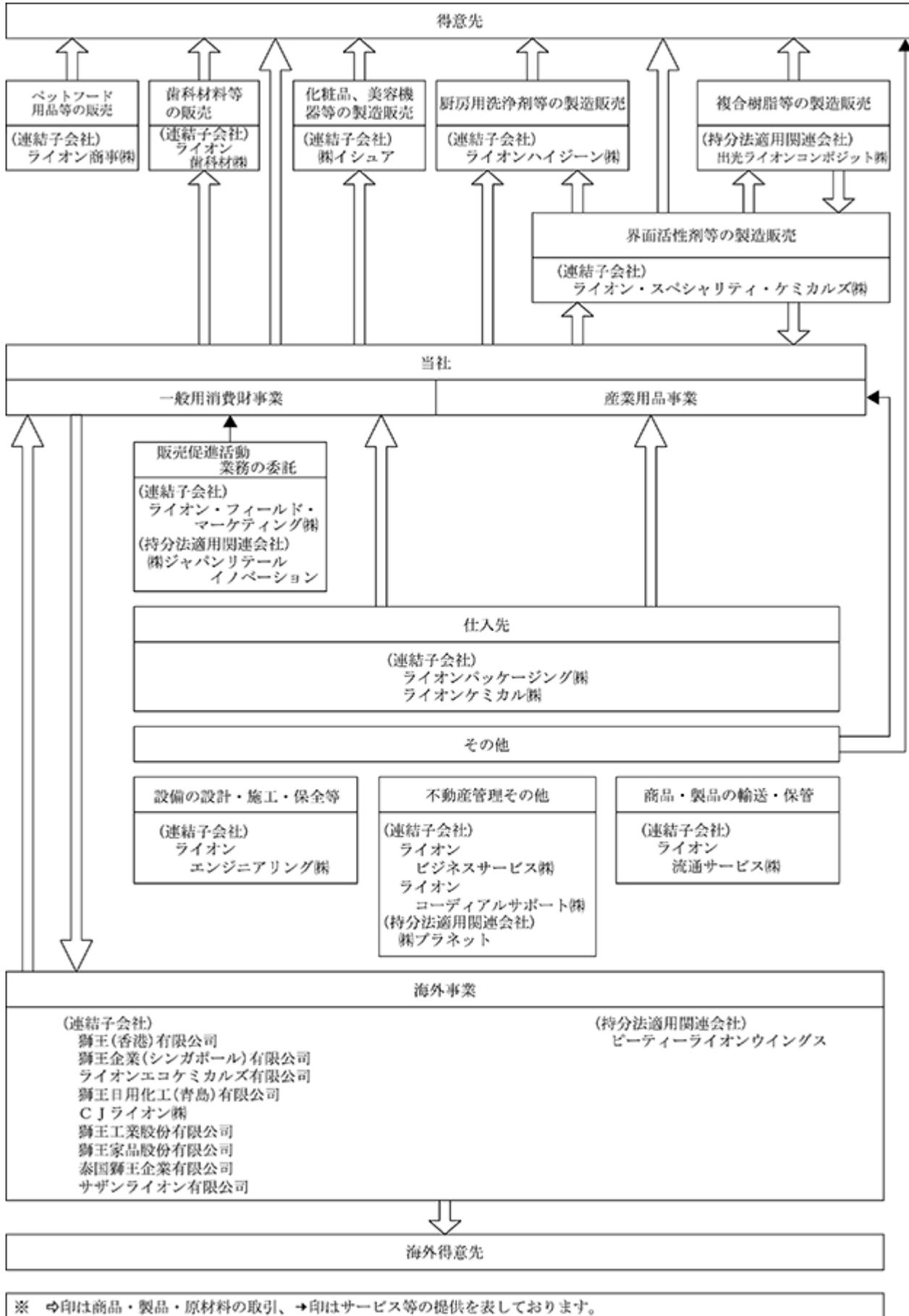
(海外事業)

海外においては、泰国獅王企業有限公司(連結子会社)、CJライオン(株)(連結子会社)、サザンライオン有限公司(連結子会社)及び獅王日用化工(青島)有限公司(連結子会社)が一般用消費財等の製造・販売を、獅王(香港)有限公司(連結子会社)及び獅王企業(シンガポール)有限公司(連結子会社)が、当社、泰国獅王企業有限公司(連結子会社)、サザンライオン有限公司(連結子会社)及び獅王日用化工(青島)有限公司(連結子会社)より商品・製品の一部を購入し、販売しております。また、ライオンエコケミカルズ有限公司(連結子会社)が、化学品原料の製造・販売を行っております。

(その他)

その他として、ライオンエンジニアリング(株)(連結子会社)が当社等の設備の設計、施工、保全業務を、ライオン流通サービス(株)(連結子会社)が当社等の商品・製品の運送、保管業務を、ライオンビジネスサービス(株)(連結子会社)が当社等の不動産・保険関係業務及び福利厚生業務を行っております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	事業内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
ライオン エンジニアリング(株)	東京都墨田区	100	その他	100.0	1	10	なし	当社設備等 の建設及び 保守管理	事務所の 一部賃貸
ライオンケミカル(株) 1	東京都墨田区	7,800	産業用品事業	100.0	3	9	貸付金	原料・商品 の仕入先	事務所・ 土地の一 部賃貸借
ライオン コーディネーション(株)	東京都墨田区	20	その他	100.0		4	なし	一般労働者 の派遣	事務所の 賃貸
ライオン歯科材(株)	東京都墨田区	10	一般用消費財事業	100.0	1	8	なし	当社製商品 の販売先	事務所の 賃貸
ライオン商事(株)	東京都墨田区	240	一般用消費財事業	100.0	1	8	なし		事務所の 一部賃貸
ライオン・ スペシャルティ・ ケミカルズ(株)	東京都墨田区	400	産業用品事業	100.0	3	9	貸付金	当社製商品 の販売先 及び原料 ・商品の 仕入先	事務所の 一部賃貸
ライオンハイジーン(株)	東京都墨田区	300	産業用品事業	100.0	1	8	なし	当社商品 の販売先	事務所・ 倉庫の 一部賃貸
ライオン パッケージング(株)	千葉県市原市	180	一般用消費財事業	100.0		7	なし	材料・商品 の仕入先	事務所の 一部賃貸 ・土地の 一部賃貸
ライオン ビジネスサービス(株)	東京都墨田区	490	その他	100.0		4	なし	賃貸物件の 斡旋依頼及 び保険付保	事務所・ 土地の一 部賃貸借
ライオン・ フィールド・ マーケティング(株)	東京都墨田区	50	一般用消費財事業	100.0	2	5	なし	販売促進 活動業務 の委託先	事務所の 一部賃貸
ライオン流通サービス(株)	東京都墨田区	40	その他	100.0	2	7	なし	当社製商品 の輸送 ・保管	事務所の 一部賃貸
(株)イシュア	東京都港区	20	一般用消費財事業	100.0	1	5	なし	当社製商品 の販売先	
獅王(香港)有限公司	中華人民共和国 (香港)	千香港ドル 12,000	海外事業	100.0		3	なし	当社製商品 の販売先	
獅王企業(シンガポール) 有限公司	シンガポール	千シンガポール ドル 9,000	海外事業	100.0		3	なし	当社製商品 の販売先	
獅王広告有限公司	中華人民共和国 (香港)	千香港ドル 100	海外事業	3 100.0 (100.0)		2	なし		
ライオンエコケミカルズ 有限公司 1	マレーシア	千マレーシア リンギット 287,000	海外事業	100.0	1	7	なし	原料の 仕入先	
獅王日用化工(青島) 有限公司 1	中華人民共和国	千米ドル 39,065	海外事業	100.0	2	5	なし	当社製商品 の販売先 及び商品 の仕入先	

名称	住所	資本金 (百万円)	事業内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
ピーティー 一方社インドネシア	インドネシア	千米ドル 750	海外事業	4 100.0 (90.0)		4	なし		
CJライオン(株)	大韓民国	千韓国ウォン 9,976,250	海外事業	99.0	1	4	なし	当社製商品 の販売先 及び商品 の仕入先	
獅王工業股份有限公司	台湾	千台湾ドル 218,150	海外事業	53.8		6	なし		
獅王家品股份有限公司	台湾	千台湾ドル 530,000	海外事業	100.0		6	なし	当社製商品 の販売先	
泰国獅王企業有限公司	タイ	千バーツ 300,000	海外事業	2 51.0	3	7	なし	当社製商品 の販売先 及び商品 の仕入先	
ライオンサービス(株)	タイ	千バーツ 7,000	海外事業	5 49.0 (49.0)			なし		
イースタンシリケート(株)	タイ	千バーツ 500	海外事業	5 99.9 (99.9)		2	なし		
サザンライオン有限公司	マレーシア	千マレーシア リンギット 22,000	海外事業	50.0		3	なし	当社製商品 の販売先 及び商品 の仕入先	

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	事業内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
出光ライオン コンポジット(株)	東京都台東区	100	産業用品事業	50.0	2	3	なし	特殊複合 合成樹脂 の購入先	
(株)プラネット	東京都港区	436	その他	16.1	1		なし	VANの 利 用	
(株)ジャパンリテール イノベーション	東京都港区	100	一般用消費財事業	20.0		1	なし	販売促進 活動業務 の委託先	
ピーティー ライオンウイングス	インドネシア	百万ルピア 64,062	海外事業	48.0		4	なし	当社製商品 の販売先	

- (注) 1 ライオンケミカル(株)およびライオンエコケミカルズ有限公司ならびに獅王日用化工(青島)有限公司は特定子会社であります。
- 2 泰国獅王企業有限公司については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- 主要な損益情報等
- | | |
|-------|-----------|
| 売上高 | 49,932百万円 |
| 経常利益 | 2,818百万円 |
| 当期純利益 | 2,279百万円 |
| 純資産額 | 11,779百万円 |
| 総資産額 | 28,190百万円 |
- 3 獅王広告有限公司の議決権は、獅王(香港)有限公司が所有しております。
- 4 ピーティー一方社インドネシアの議決権の90%は、ライオン・スペシャリティ・ケミカルズ(株)が所有しております。
- 5 ライオンサービス(株)ならびにイースタンシリケート(株)の議決権は、泰国獅王企業有限公司が所有しております。
- 6 (株)プラネットは、有価証券報告書を提出しております。なお、(株)プラネット以外の上記連結子会社及び持分法適用関連会社は有価証券届出書及び有価証券報告書を提出していません。
- 7 議決権に対する所有割合の()内は間接所有割合で内数であります。
- 8 上記以外に小規模な持分法適用非連結子会社が1社あります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
一般用消費財事業	2,241	[596]
産業用品事業	644	[54]
海外事業	3,207	[138]
その他	294	[10]
全社(共通)	509	[]
合計	6,895	[798]

- (注) 1 従業員は就業人員数であり、臨時従業員数は[]内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
なお、平成28年12月31日付の退職者は含めておりません。
2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成28年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢 (歳)	(月)	平均勤続年数 (年)	(月)	平均年間給与(円)
2,510 [438]	43	5	19	10	7,183,866

セグメントの名称	従業員数(名)	
一般用消費財事業	1,972	[437]
産業用品事業	29	[1]
海外事業		[]
その他		[]
全社(共通)	509	[]
合計	2,510	[438]

- (注) 1 従業員は就業人員数であり、臨時従業員数は[]内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。
なお、平成28年12月31日付の退職者は含めておりません。
2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社及び一部子会社では労働組合が組織されております。なお、労使関係は安定しており特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当期のわが国経済は、期後半には企業収益の改善や設備投資の持ち直しの動きに足踏みがみられましたが、雇用情勢や個人消費の改善が続くなど、全体としては緩やかな回復基調で推移しました。

当社グループが主に事業を展開する国内一般用消費財業界においては、販売単価の上昇が続くとともに、販売個数が増加し、市場は堅調に推移しました。

このような環境のもと、当社グループは、収益力の向上を最優先目標とした中期経営計画「V - 2計画 (Vision (ビジョン)2020 Part - 2)」における4つの戦略テーマ「国内事業の質的成長」、「海外事業の量的成長」、「新しいビジネス価値の開発」、「組織学習能力の向上」にもとづく施策を推進しました。

国内事業では、歯磨、ボディソープ、洗濯用洗剤、柔軟剤等において、高付加価値の新製品を発売し、積極的なマーケティング施策により育成を図りました。また、通販事業においては新体制を発足し、売上の拡大を図りました。

海外事業では、オーラルケア・ビューティケア等のパーソナルケア分野を中心に、重点ブランドの育成を行い、事業規模の拡大を図りました。なお、フィリピンにおける事業については、早期の収益化が難しいことから、現地パートナーとの合弁契約を解消し、撤退しました。

以上の結果、当期の連結業績は、売上高3,956億6百万円（前年同期比4.5%増、為替変動の影響を除いた実質前年同期比7.7%増）、営業利益245億2百万円（同49.6%増）、経常利益262億9千万円（同45.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益159億5千1百万円（同49.4%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

一般用消費財事業

当事業は、「オーラルケア分野」、「ビューティケア分野」、「ファブリックケア分野」、「リビングケア分野」、「薬品分野」、「その他の分野」に分かれており、全体の売上高は、前年同期比5.0%の増加となりました。セグメント利益は、増収に加え、原価率の低減などにより前年同期比56.5%の増加となりました。

	当連結会計年度（百万円）	前連結会計年度（百万円）	増減率
売上高	287,028	273,486	5.0%
セグメント利益	15,817	10,108	56.5%

[売上高の分野別状況]

	当連結会計年度（百万円）	前連結会計年度（百万円）	増減率
オーラルケア分野	63,596	59,414	7.0%
ビューティケア分野	22,333	19,885	12.3%
ファブリックケア分野	80,240	77,985	2.9%
リビングケア分野	20,763	20,971	1.0%
薬品分野	40,958	38,754	5.7%
その他の分野	59,135	56,475	4.7%

(オーラルケア分野)

歯磨は、“歯垢を落とす、フッ素を残す、菌を増やさない”という予防歯科の3つのポイントが実践できる「クリニカアドバンテージ ハミガキ」を改良発売するとともに、「システムハグキプラス」シリーズが好調に推移し、全体の売上は前年同期を上回りました。

歯刷牙は、「クリニカアドバンテージ ハブラシ」や「システムハグキプラス ハブラシ」が好調に推移し、全体の売上は前年同期を上回りました。

口中剤は、新機能の“抗菌コート”で菌をよせつけず、原因菌の増殖を抑え、ムシ歯、歯肉炎、口臭を防ぐ「クリニカアドバンテージ デンタルリンス」を改良発売し、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

また、「クリニカアドバンテージ デンタルフロス Y字タイプ」などのデンタル用品の売上が前年同期を大幅に上回りました。

(ビューティケア分野)

ハンドソープは、抗菌ポンプヘッドを新たに採用した「キレイキレイ薬用泡ハンドソープ」が好調に推移し、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

制汗剤は、新製品「Ban(バン)汗ブロックロールオン プレミアムラベル」がお客様のご好評をいただきましたが、「Ban(バン)デオドラントパウダースプレー」が前年同期を下回り、全体の売上は前年同期比横ばいとなりました。

また、保湿成分が肌にしっかり吸着して高い保湿効果を発揮する新製品「hadakara(ハダカラ)ボディソープ」がお客様のご好評をいただきました。

(ファブリックケア分野)

洗濯用洗剤は、センイ1本1本から汚れを徹底的に落とす“スーパーナノ洗浄”で優れた洗浄力を実現した超コンパクト液体洗剤の新製品「トップ スーパーNANOX(ナノックス)」がお客様のご好評をいただくとともに、微香タイプを追加したおしゃれ着用洗剤「アクロン」が順調に推移し、全体の売上は前年同期を上回りました。

柔軟剤は、衣類をしっとりとしたなめらかな肌触りに仕上げる新製品「Softlan(ソフラン) Queen's(クイーンズ) Silk(シルク)」がお客様のご好評をいただくとともに、「香り&デオドラントのソフラン」が順調に推移し、全体の売上は前年同期を上回りました。

(リビングケア分野)

台所用洗剤は、除菌タイプに新しい香りの新製品を追加した「CHARMY(チャーミー) Magica(マジカ)」が好調に推移し、全体の売上は前年同期を上回りました。

住居用洗剤は、浴室用カビ防止剤「ルック おふろの防カビくん煙剤」が好調に推移するとともに、トイレ用洗剤「ルックまめピカ トイレのふき取りクリーナー」が順調に推移しましたが、浴室用洗剤等が伸びなやみ、全体の売上は前年同期比横ばいとなりました。

(薬品分野)

解熱鎮痛薬は、「バファリンA」が順調であったことに加え、「バファリン プレミアム」が好調に推移し、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

点眼剤は、充血をとり、健康的で澄んだ白目にする新製品「スマイルホワイトィエ」がお客様のご好評をいただくとともに、「スマイル40 プレミアム」が順調に推移し、全体の売上は前年同期を上回りました。

(その他の分野)

通信販売商品は、「ナイスリムエッセンス ラクトフェリン」や「グッサミン 酵母のちから」が好調に推移し、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

ペット用品は、オーラルケア用品が好調であったことに加え、猫用トイレの砂「ニオイをとる砂」が順調に推移し、全体の売上は前年同期を上回りました。

産業用品事業

当事業は、導電性カーボン等を取り扱う「電気・電子分野」、界面活性剤等の「生活産業分野」、施設・厨房向け洗剤等の「業務用洗剤分野」等で構成されており、全体の売上高は、前年同期比3.2%の減少となりました。セグメント利益は、前年同期比58.9%の増加となりました。

	当連結会計年度（百万円）	前連結会計年度（百万円）	増減率
売上高	54,330	56,104	3.2%
セグメント利益	2,560	1,612	58.9%

電気・電子分野では、スマートフォン等の液晶フィルム用粘着剤が伸びなやみ、全体の売上は前年同期比横ばいとなりました。

生活産業分野では、衣料用柔軟剤向けの原料が順調に推移しましたが、洗濯用洗剤向け原料が伸びなやみ、全体の売上は前年同期比横ばいとなりました。

業務用洗剤分野では、厨房向け消毒用アルコールが好調であったことに加え、ハンドソープが堅調に推移し、全体の売上は前年同期を上回りました。

海外事業

海外は、タイ、マレーシア等の東南アジア、韓国、中国等の北東アジアにおいて事業を展開しており、全体の売上高は、タイなどの主要国が順調に推移したことに加え、前第3四半期末にマレーシアのサザンライオン有限公司を連結子会社としたことにより、前年同期比8.7%の増加（為替変動の影響を除いた実質前年同期比22.2%の増加）となりました。セグメント利益は、パーソナルケア商品が伸長したことなどにより前年同期比53.0%の増加となりました。

	当連結会計年度（百万円）	前連結会計年度（百万円）	増減率
売上高	110,933	102,077	8.7%
セグメント利益（営業利益）	4,566	2,983	53.0%

[地域別売上状況]

	当連結会計年度（百万円）	前連結会計年度（百万円）	増減率
東南アジア	75,544	67,614	11.7%
北東アジア	35,389	34,463	2.7%

（地域別の状況）

東南アジア全体の売上高は、前年同期比11.7%の増加となりました。

タイでは、「システム」歯刷牙が順調であったことに加え、「植物物語」ボディソープが好調に推移しましたが、為替変動の影響を受け円貨換算後の全体の売上は前年同期を下回りました。

北東アジア全体の売上高は、前年同期比2.7%の増加となりました。

韓国では、「キレイキレイ」ハンドソープや洗濯用洗剤の液体「ビート」が好調に推移しましたが、為替変動の影響を受け円貨換算後の全体の売上は前年同期比横ばいとなりました。また、中国では、「システム」歯磨が順調に推移するとともに、日本からの輸入販売が増加し、円貨換算後の全体の売上は前年同期を上回りました。

その他

その他では、全体の売上高は、268億6千7百万円（前年同期比7.9%減）となりました。セグメント利益は、9億1千5百万円（前年同期比4.3%減）となりました。

	当連結会計年度（百万円）	前連結会計年度（百万円）	増減率
売上高	26,867	29,166	7.9%
セグメント利益	915	956	4.3%

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、当連結会計年度期首に比べ164億6千1百万円の資金の増加（前連結会計年度は231億2千8百万円の資金の増加）となり、当連結会計年度末残高は777億3千9百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益等により、322億6千9百万円の資金の増加（前連結会計年度は355億3千9百万円の資金の増加）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出等により、78億4千5百万円の資金の減少（前連結会計年度は69億7千4百万円の資金の減少）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当の支払いによる支出等により、74億3千7百万円の資金の減少（前連結会計年度は50億6千2百万円の資金の減少）となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
一般用消費財事業	202,179	8.3
産業用品事業	26,237	4.2
海外事業	90,447	7.9
その他		
計	318,864	7.8

(注) 金額は生産者販売価格で算出しており、消費税等は含んでおりません。

(2) 受注状況

受注生産は行っておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
一般用消費財事業	261,305	5.4
産業用品事業	31,395	1.9
海外事業	99,285	5.7
その他	3,619	39.4
計	395,606	4.5

(注) 1 セグメント間の内部取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
(株)P A L T A C	75,297	19.9	90,479	22.9
(株)あらた	55,670	14.7	51,707	13.1

3 金額は消費税等を含んでおりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 当社グループの対処すべき課題

「Vision2020」の実現に向け、「V-2計画」では4つの基本戦略をさらに強力に推し進めることに加え、構造改革や効率化のための施策をスピーディに実行することで、確実に「V-2計画」の目標を達成するとともに、来期以降のさらなる飛躍に向けた準備を十分に行うことが当社グループの課題であると認識しております。

国内事業の質的成長

一般用消費財事業では、主力のヘルス&ホームケア事業において、重点ブランドの育成強化と高付加価値分野の開発に注力するとともに、生産・供給体制の見直し等による経営資源の効率化に取り組み、収益力を強化してまいります。

産業用品事業では、子会社のライオン・スペシャリティ・ケミカルズ㈱において、自動車、電気・電子等の重点分野への経営資源の集中を図り、事業基盤の強化を図ってまいります。また、業務用洗剤事業においては、衛生管理サービスの充実を図り、新規顧客の開拓による一層の事業拡大を目指してまいります。

海外事業の量的成長

成長市場であるアジアを中心に、グローバルブランドの育成強化やパーソナルケア分野の拡充を進めるとともに、グループ内における生産設備の効率的な活用および新規参入エリアの探索を進め、利益ある成長を目指してまいります。

新しいビジネス価値の開発

通販事業のさらなる成長を目指し、主力の「ナイスリムエッセンス ラクトフェリン」に次ぐ、第2・第3の柱となる商品の開発・育成を加速します。また、当社保有資源を活用した新たな事業展開等、新規事業機会の探索も積極的に進めてまいります。

組織学習能力の向上

企業スローガン「今日を愛する。」のもと、多様な人材が活躍できる環境づくりと人材育成施策を行い、チャレンジを促す組織文化への変革を進めます。また、当社の環境対応活動である「ECO LION(エコ ライオン)」活動や、生活情報の双方向型コミュニケーション活動にも一層注力いたします。

当社グループでは、これら4つの戦略を強力に推進し、収益性の向上と事業基盤の強化を図るとともに、持続可能な循環型社会の実現に向け幅広く貢献し、企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念及び企業価値の源泉並びに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思にもとづいて行われるべきものと考えております。また当社は、当社株式等について大規模買付行為がなされる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するべきではないと考えております。

しかしながら、株式等の大規模買付行為の中には、係る行為の目的等が当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものなど当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、明治24年の創業以来、長きにわたり人々の健康と清潔で快適な暮らしに役立つ優良製品の提供を通じ、社会に貢献することを目指してまいりました。また、『「愛の精神の実践」を経営の基本とし、人々の幸福と生活の向上に寄与する』との社是のもと、口腔衛生啓発活動等の社会貢献活動にも積極的に取り組んでおります。このような一貫した「企業理念にもとづく事業活動」の継続により、現在の当事業は、歯磨、歯刷子、洗濯用洗剤、ハンドソープなどの日用品、解熱鎮痛薬、アイケア剤などの一般用医薬品等、生活に欠かすことのできない製品分野にわたり、多くのお客様からご愛顧をいただいております。

企業経営を取り巻く環境が絶えず変化する中、今後とも一貫した経営理念にもとづいて、よりお客様に満足いただける製品・サービスを創出し、生活者の良きパートナーであることが当社の中長期的な企業価値の向上につながるものと考えております。

当社は、経営ビジョン「Vision2020」の実現に向け、「V-2計画」の戦略を着実に実行に移し、企業価値の向上を目指してまいります。

また、当社は、取締役の任期を1年として社外取締役3名を置き、経営の監督機能の強化を図るとともに社会通念上の視点から経営の評価を行うため社外有識者で構成される「アドバイザリー・コミッティ」を設置し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組み（買収防衛策）

当社は、平成27年3月27日開催の第154期定時株主総会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の継続についてご承認いただいております。本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）が遵守すべき手続きを明確にし、株主及び投資家の皆さまが適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間並びに買付者等との交渉の機会を確保することを可能とするものであり、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には対抗措置の発動を警告するものであります。

本プランの対象となる大規模買付行為とは、以下の()または()に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為であります。

- () 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%超となる買付け
- () 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%超となる公開買付け

本プランに従った対抗措置の発動等については、当社取締役会の恣意的判断を排するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役及び社外監査役で構成される企業統治委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆さまに適時に情報開示し透明性を確保するものとしております。

本プランは、買付者等が本プランに定める手続きに従うことなく大規模買付け等を行う場合に企業統治委員会が対抗措置の発動を勧告する場合及び企業統治委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、対抗措置の発動の是非に関し株主の皆さまの意思を確認するために、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非に関する議案を付議するものとしております。

本プランの合理性

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿うものであること、株主の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- () 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

() 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付け等がなされようとする際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆さまがご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるといった目的をもって導入されるものであります。

() 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定める手続きに従うことなく大規模買付け等を行う場合に企業統治委員会が対抗措置の発動を勧告する場合及び企業統治委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買付者等による大規模買付け等に対する対抗措置発動の是非について株主の皆さまの意思を直接確認するものであります。

また、本プランの有効期間は、平成30年3月開催予定の当社定時株主総会終結の時までであります。係る有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆さまの意思が十分反映される仕組みとなっております。

() 独立性の高い委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として企業統治委員会を設置しております。

企業統治委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役の中から当社取締役会により選任された者により構成されております。

また、当社は、必要に応じ企業統治委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆さまに情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

() 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

() デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期が現在1年のため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

(<http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=tdnet&sid=1215159>)

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財政状態は、今後事業を行っていく上で起こりうる様々なリスクによって影響を受ける可能性があり、有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、特に投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事項について、以下に記載しております。

なお、将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであり、事業等のリスクはこれらに限られるものではありません。

(1) 製品の品質評価

当社グループは、お客様に安心、安全、便利で環境に配慮した製品をお届けするため、医薬品医療機器等法の関連法規の遵守並びに品質の国際基準に基づいた管理のもと、製品の企画、開発、生産、販売を行っております。さらに、発売後はお客様相談窓口へ寄せられたお客様の声を活かし、製品や包装容器、表示等の改善に努めております。

しかしながら、不測の重大な製品トラブルが発生し、当該製品や当社グループ製品全体の評価が低下した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 原材料価格の変動

当社グループの製品は、石油化学製品や植物油脂等を原材料として使用しております。これらの原材料は、国際市況の影響を受けやすいため、常にコストダウンをはかり、また使用原材料を多様化する等の施策を講じておりますが、原材料価格の高騰が、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 為替レートの変動

当社グループは、海外子会社の財務諸表を連結財務諸表作成のため円貨換算しております。現地通貨建ての項目は、換算時の為替レートにより円貨換算後の価値が影響を受ける可能性があります。また、当社グループは、為替変動に対するヘッジ等を通じて、原材料費が増大するリスク等を最小限にとどめる措置を講じておりますが、短期及び中長期的な為替変動が、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 重大な訴訟等

当連結会計年度において、当社グループに重要な影響を及ぼす訴訟等は提起されておられません。しかしながら、将来、重大な訴訟等により当社グループに対して多額の損害賠償責任等が確定した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 地震等自然災害

当社グループの製品を製造する工場において、地震等の自然災害についての安全対策を講じておりますが、万一大きな災害が発生した場合には、生産設備の損壊、原材料調達や物流の停滞などによる事業活動の中断により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは、「健康」「快適」「環境」をキーワードにお客様の満足を最優先におき、新しい価値の提供により豊かな生活を実現する製品の開発や、未来の生活を提案する創造的な研究開発に取り組んでおります。健やかで自立した人生や、清潔で快適な生活の実現、さらに、未来にわたり安心して暮らせる社会を目指し、確かな科学的根拠に基づく研究を進めております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は、100億8千4百万円であります。

各セグメントの研究開発活動は下記のとおりです。

(1) 一般用消費財事業

[日本国内]

一般用消費財事業では、オーラルケア、ビューティケア、ファブリックケア、リビングケア、薬品、その他の6つの事業分野に分け、研究開発を行っています。

オーラルケア事業分野では、口腔科学を中心とする研究成果を活かして、ハミガキ、ハブラシ、デンタルリンスなどの開発を行っています。

予防歯科ブランド「クリニカ」からは、フッ素を歯の表面に長く留める当社独自の“高密着フッ素処方”に加えて、歯垢を落としやすくする新洗浄成分を配合した『クリニカアドバンテージ ハミガキ』、新機能の「抗菌コート」で菌をよせつけず原因菌の増殖を長時間抑え虫歯を予防する『クリニカアドバンテージ デンタルリンス』を発売しました。また、歯周病予防ブランド「システム」からは、おやすみ前の使用で翌朝まで薬用成分が歯ぐきにとどまる高滞留処方により、就寝中に歯ぐきの抵抗力を高めて歯周病（歯肉炎・歯周炎）を防ぐ『システムハグキプラス ナイトケアジェル』、段差植毛と高密度な超極細毛により歯ぐきをいたわるようにマッサージしながら歯周ポケットをみがける清掃できる『システム ハグキプラスハブラシ（ワイドヘッド）』を発売しました。「デントヘルス」ブランドからは、薬用成分「IPMP（イソプロピルメチルフェノール）」、「トラネキサム酸」を当社史上最大濃度配合し、さらにダブル収れん成分が歯ぐきをひきしめて歯槽膿漏を防ぐ『デントヘルス薬用ハミガキ SP』、デリケートな歯の根元をやさしくみがける『デントヘルス薬用ハミガキ 無研磨ジェル』、しみる痛みの元から知覚過敏症状を防ぐ『デントヘルス薬用ハミガキ しみるブロック』を発売しました。また、歯ぐきにやさしく奥歯の歯間に使いやすい『デントヘルス歯間ブラシ』を新発売しました。

歯科医院向け製品では、豊富なサイズバリエーションと110°アングルネックであらゆる歯間部をケアする「DENT.EX歯間ブラシ（デントイーエックス歯間ブラシ）」を改良、導入しました。新形状テーパードズルの採用によりワイヤー耐久性が大幅に向上し、さらに歯間部への挿入性が向上しました。

ビューティケア事業分野では、皮膚科学、界面科学を中心とする研究成果を活かして、ハンドソープ、ボディソープ、制汗デオドラントなどの開発を行っています。

制汗剤ブランド「Ban（バン）」から、汗の出口にフタをするナノイオンブロック効果でワキ汗をしっかり抑え、真夏でも汗ジミを気にせず過ごせる直塗りタイプの制汗剤『Ban（バン）汗ブロックロールオン プレミアムラベル』を発売しました。

また、保湿成分のカチオン性高分子を肌に吸着しやすい複合体に変化させることにより、肌をベールのように覆う吸着保湿処方を実現し、洗うたびにうるおいをあたえるボディソープ『hadakara（ハダカラ）』を発売しました。

ファブリックケア事業分野では、界面科学を中心とする研究成果を活かして、衣料用洗剤、柔軟仕上げ剤などの製品開発を行っています。

洗濯用洗剤ブランド「トップ」から、従来の独自洗浄成分MEEによるナノ洗浄に加え、新成分L0（リフトアウト）を配合し、汚れを繊維から浮かび上がらせることで洗浄力を向上させた超濃縮液体洗剤『トップ スーパーNANOX（ナノックス）』を発売しました。

柔軟剤ブランド「ソフラン」からは、新開発のシルキーコート成分配合でシルクのような肌触りを感じられるなめらかな仕上がりを実現した『Soflan Queen's Silk（ソフラン クイーンズ シルク）』を発売しました。

リビングケア事業分野では、界面科学を中心とする研究成果を活かして、台所用洗剤、住居用洗剤などの製品開発を行っています。

台所用洗剤「CHARMY（チャーミー）」から、当社独自のナノ洗浄技術を活用し油污れをサラサラ落とす『CHARMY Magica（チャーミーマジカ）』に、従来のスポンジ除菌だけでなくまな板やふきんの除菌もできる『Magica（マジカ）除菌+（プラス）』と、洗っている時に香りをほとんど感じない『Magica（マジカ）無香性』を発売しました。

薬品事業分野では、製剤技術や薬効・薬理技術を中心とする研究成果を活かして、人々のセルフメディケーション意識を支える一般用医薬品、殺虫剤などの開発を行なっています。

解熱鎮痛薬ブランド「バファリン」から、頭痛・腰痛・関節痛などの様々なつらい痛みに優れた効き目の家庭の常備薬として『バファリンEX』を、目薬ブランド「スマイル」から、充血除去成分とその働きをサポートする成分を配合し、充血を素早くとり、健康的で澄んだ白目に導く『スマイルホワイティエ』を発売しました。

通信販売事業では、生命科学や製剤技術を中心とする研究成果を活かし、健康寿命の延伸及びQOL（生活の質）の維持・向上に向けた製品などの開発を行っています。

深くしっかりと眠れ、すっきりとした目覚めに役立つ機能性表示食品『グッスミン 酵母のちから』を導入しました。

また、アロマの香りでリラックスタイムを演出する新ブランド「グッスアロマ」から、香気成分ヘリオトロピンを含む花の香りの「リネンスプレー」と、アロマの香りを楽しむ「入浴剤セット」を発売しました。

ペット事業では、ペットのオーラルケア分野において、「PETKISS（ペットキス） 食後の歯みがきガム」を、ブラッシング繊維による歯みがき効果を高めて“5回噛むと歯垢が落ちるガム”として全面改良するとともに、カロリーを気にするペットオーナー向けに「低カロリータイプ」、子犬期からのオーラルケアの習慣化に役立つ「子犬用」を追加発売いたしました。また、猫も手軽にオーラルケアできる「PETKISS FOR CAT（ペットキス フォアキャット） オーラルケアトリーツ」から、手の平やお皿で与えやすい小粒の「プチロールタイプ」を追加発売いたしました。同時に、「ライオン ペットオーラルケア相談室」を全国で継続開催し、ペットオーナーにオーラルケアの基礎知識や用品の使い方・慣れさせ方などをお伝えすることで、オーラルケア意識の啓発・向上に寄与いたしました。

ボディケア分野では、シャンプーしない時でも簡単に除菌と消臭ができる「ペットキレイ シャワーシート」を愛犬愛猫の毛の長さに合わせて選べる品揃えで発売いたしました。

猫サニタリー分野では、猫砂使用者の約7割が物足りないと感じている“消臭力の持続性”に着目し、1日中消臭効果が持続する新技術“24時間パワフル抗菌”を「ニオイをとる砂」の鉱物タイプに採用し改良発売いたしました。

空間ケア分野では、ペットとの共生空間における3大ニオイ不満である「お部屋のニオイ」「トイレまわりの排泄物のニオイ」「床まわりの“そそう”の汚れ・ニオイ」に対応した消臭剤とお掃除用品を「シュシュット！」ブランドとして一新し発売いたしました。

当事業に関わる研究開発費は、87億4千9百万円であります。

(2) 産業用品事業

[日本国内]

ライオン・スペシャリティ・ケミカルズ(株)は、界面科学と合成技術を基盤とした導電性材料、ゴム薬剤、機能性ポリマー、繊維加工薬剤、脂肪酸窒素誘導体、土木建築用薬剤などの研究開発を行っています。当連結会計年度の主な研究成果は次の通りです。

導電性材料では、主力商品であるケッチェンブラックに加えて、一昨年開発した「ライオナイトEC200L」の育成に向けた応用研究を、タイヤ添加剤などの自動車分野、2次電池などの電気電子分野を中心に進めております。

ゴム薬剤では、主力製品である防着剤の海外タイヤメーカー向けの開発を進めるとともに防着剤以外のゴム製造工程薬剤の実績化を推進し、自動車分野での実績拡大を図って参りました。機能性ポリマーは、電気電子分野の顧客に対して電子材料の加工工程に着眼したアクリル粘着剤を開発中です。また、当社ウレタン粘着剤が持つ機能を高めたプロテクトフィルム用粘着剤の実績化を推進しております。

公共インフラ分野では、震災復興・オリンピック整備事業への貢献を目指した土木関連薬剤開発や油脂誘導体の応用研究も継続しています。

レストラン・居酒屋・集団給食などの外食・中食産業、食品工場、病院・介護施設、クリーニング向けの業務用洗浄剤などの製品開発と製造、販売、並びにこれらのお客様の食の安心・安全をサポートする衛生診断や衛生講演をはじめとする総合衛生管理ビジネスをライオンハイジーン(株)が行っております。

当連結会計年度の主な成果といたしましては、食品工業分野では、カット野菜工場などでの野菜洗浄工程で、虫などの異物除去と低泡性を両立した野菜・果物洗浄剤「野菜キレイNEXT(ネクスト)」と、ホール野菜の洗浄と殺菌を短時間で実施できる「野菜キレイ噴霧洗浄機」を新発売し、お客様からの好評を博しております。

サニテーション分野では、介護施設や病院向けに希釈タイプで2度拭きが必要な除菌洗浄剤「メディプロ デイリーケアクリーナー」、患者や入居者の周りをきれいに拭き取ることができる除菌ウェットシート「メディプロ エタノールクロス」、塩素系除菌・漂白剤「メディプロ ブリーチ」を新発売しました。簡便な除菌・除ウイルス方法として、衛生管理に寄与しております。

クリーニング分野では、ランドリー用濃縮液体製品シリーズとして、洗剤「エルサットコンクST」、アルカリ助剤「レオーネコンクSH」など5品を新発売し、ラインアップの拡充を図りました。また、濃縮液体を精度よく定量する自動供給装置を開発し、シリーズ製品との併用により、作業効率の向上、品質安定化を図り、お客様からの好評を博しております。

台洗用洗剤分野では、プロ用設計の「CHARMY Magica(チャーミーマジカ) 除菌+(プラス)プロフェッショナル」を新発売し、業務用のニーズに貢献しております。

当事業に関わる研究開発費は、8億7千8百万円であります。

(3) 海外事業

海外事業では、アジアの中間所得層の拡大に対応した製品開発に注力し、海外関係会社で積極的な新製品投入を進めてまいりました。

事業分野別の新製品・改良品は以下の通りです。

オーラルケア事業分野では、「システムシリーズ」のハミガキ・ハブラシに、アジアで抗菌や脱臭に活用されている「炭」を使用した付加価値タイプの新製品を発売しました。ハミガキでは、タイで「システム・アドバンスドチャコール(炭)ハミガキ」、ハブラシでもタイ、インドネシア、中国、台湾で「炭」を使用した新アイテムを追加しました。また中国では、新たに普及タイプのハミガキとして「獅王」ブランドのハミガキを新発売しました。すっきりしたミントのハミガキとしてご好評を頂いています。

ビューティケア分野では、男性のエチケット意識の向上に対応して、東南アジアで男性向け製品を発売しました。好調なタイの「植物物語ボディソープ」に「男性用炭入りタイプ」を追加しました。またインドネシアのデオドラントボディスプレー「Posh(ポッシュ)」に「男性用」を追加しました。今後の消費の中心となる10代後半から20代の男性をターゲットに、新たな市場を開拓します。

ハウスホールド分野では、付加価値タイプの製品として、シンガポールにて衣料用超コンパクト洗剤「トップNanox(ナノックス)」と食器用洗剤「Magica(マジカ)」を発売しました。「Nanox(ナノックス)」は既に香港、台湾で好調に推移していますが、東南アジア初の販売国となったシンガポールでも、優れた洗浄力でご好評を頂いています。

当事業に関わる研究開発費は、4億5千7百万円であります。

なお、当事業に関連する日本国内での研究開発費は、一般用消費財事業に含まれております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループ（当社及び連結会社）が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たり採用した会計方針及びその適用方法並びに見積りの評価については、「第5 経理の状況 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しているため省略しております。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高は、3,956億6百万円（前年同期比4.5%増）となりました。主力の国内一般用消費財事業では、歯磨、ボディソープ、洗濯用洗剤、柔軟剤等において、高付加価値の新製品を発売し、積極的なマーケティング施策により育成を図りました。また、通販事業においては新体制を発足し、売上の拡大を図りました。

海外事業では、オーラルケア・ビューティケア等のパーソナルケア分野を中心に、重点ブランドの育成を行い、事業規模の拡大を図りました。なお、フィリピンにおける事業については、早期の収益化が難しいことから、現地パートナーとの合弁契約を解消し、撤退しました。

売上原価（返品調整引当金戻入額及び繰入額含む）は、1,619億9千2百万円（同0.3%減）となり、売上高に対する比率は40.9%となりました。売上構成の変化に加えて、製造原価低減等のトータルコストダウンにグループ全体で取り組んだことや原材料価格の低下等により、前年同期に比べ2.0%改善しました。

販売費及び一般管理費は、売上増加に伴う競争費用の増加や海外事業での市場地位向上に向けた積極的なマーケティング投資等により、2,091億1千万円（同4.6%増）となりました。

以上の結果、営業利益は245億2百万円（同49.6%増）となりました。

経常利益は、営業利益が増加したこと等から、262億9千万円（同45.3%増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、減損損失及び固定資産処分損等による特別損失22億8千6百万円の計上等の結果、159億5千1百万円（同49.4%増）となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(4) 戦略的現状と見通し

当社グループを取り巻く事業環境は、国内一般用消費財業界においては、高付加価値品の拡大等が見込まれるものの、引き続き激しい競争が続くものと想定されます。このような事業環境の中、当社グループは最終年度を迎える中期経営計画「V-2計画（Vision2020 Part-2）」の施策を一層強力に推し進め、企業価値の向上を目指してまいります。

一般用消費財事業は、主要分野において、付加価値の高い商品を育成し、市場地位の向上と収益性の強化に努めます。また、通信販売商品では、機能性食品を中心に独自性のある商品開発の強化と積極的なマーケティング活動の展開により、さらなる事業規模の拡大を図ります。

産業用品事業は、自動車、電気・電子等の重点分野への経営資源の集中を図り、事業基盤の強化に努めます。また、業務用洗浄剤事業は、新規顧客開拓に継続的に注力します。

海外事業は、引き続きパーソナルケア分野を中心に積極的にマーケティング活動を展開し、事業規模の拡大を図ります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループでは、グループキャッシュマネジメントシステムを国内連結子会社に導入しており、グループ資金を当社に集中するとともに、各社の必要資金は当社が貸し付けることで、資金効率の向上と支払利息の低減を図っております。

なお、資金の流動性については、「1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、当連結会計年度において94億7百万円の設備投資（有形固定資産、無形固定資産の取得価額。金額には消費税等を含んでおりません。）を行いました。

その内訳は、一般用消費財事業48億6千4百万円、産業用品事業11億8千7百万円、海外事業27億9千3百万円、その他1億1千6百万円、調整額（消去又は全社）4億4千5百万円であります。

一般用消費財事業では、当社明石工場における歯磨製造設備および歯刷子製造設備増強、当社大阪工場における洗剤製造設備増強、当社小田原工場における薬品製造設備増強等を行いました。海外事業においては、泰国獅王企業有限公司における洗剤製造設備増強等を行いました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社の状況

事業所又は地区名 (主な所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
千葉工場 (千葉県市原市)	一般用消費財 事業 産業用品事業	生産設備	1,899	3,695	4,637 (183)		78	10,311	100
小田原工場 (神奈川県小田原市)	一般用消費財 事業	生産設備	1,727	2,035	358 (71)		224	4,345	172
大阪工場 (大阪府堺市西区)	一般用消費財 事業 産業用品事業	生産設備	1,201	2,222	729 (82)		106	4,260	113
明石工場 (兵庫県明石市)	一般用消費財 事業	生産設備	919	2,962	260 (62)		231	4,374	114
本社 (東京都墨田区)	各事業及び 全社管理業務	営業設備等	1,328	5	0 (6)	162	343	1,841	1,063
研究所 (東京都江戸川区 ほか)	一般用消費財 事業	研究開発 設備	5,083	166	1 (35)	2	1,585	6,838	614
坂出 (香川県坂出市)	全社管理業務	生産設備用 地等	810	2	3,397 (260)		1	4,212	
その他	各事業及び 全社管理業務	営業設備等	307	51	206 (10)		83	649	334

(2) 国内子会社の状況

会社名	セグメントの名称	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
ライオンケミカル㈱	産業用品事業	ファインケミカル事業所 (茨城県神栖市)	生産設備等	553	837	1,270 (66)	0	19	2,682	67
		オレオケミカル事業所 (香川県坂出市)	生産設備等	1,385	804	3,796 (174)		29	6,016	83
ライオンパッケージング㈱	一般用消費財事業	本社・市原工場 (千葉県市原市)	生産設備等	205	573		1	25	805	98
		福島工場 (福島県西白河郡矢吹町)	生産設備等	250	107	342 (49)		12	712	33
ライオン・スペシヤリティ・ケミカルズ㈱	産業用品事業	小野事業所 (兵庫県小野市)	生産設備等	483	492	603 (87)		78	1,657	108
		四日市事業所 (三重県四日市市)	生産設備等	439	533	480 (23)		36	1,490	57

(3) 在外子会社の状況

会社名 (主な所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
泰国獅王企業 有限公司 (タイバンコク)	海外事業	生産設備等	1,877	2,338	405 (305) []		317	4,938	1,264
CJライオン㈱ (韓国ソウル)	海外事業	生産設備等	1,514	676	4,230 (49) []		121	6,542	239
獅王日用化工(青島) 有限公司 (中国青島)	海外事業	生産設備等	1,145	309	() [36]		58	1,513	636
ライオンエコケミカルズ 有限公司 (マレーシアジョホール州)	海外事業	生産設備等	986	905	() [76]		30	1,922	202
サザンライオン有限公司 (マレーシアジョホール州)	海外事業	生産設備等	1,044	782	563 (46) []		106	2,497	430

- (注) 1 金額には消費税等を含めておりません。
 2 「その他」は工具器具及び備品であり、建設仮勘定及び無形固定資産は含めておりません。
 3 土地の各面積〔 〕内は連結会社以外からの賃借であり、外数であります。
 4 印を付した事業所に併設されている研究所の土地帳簿価額及び土地面積は、各事業所の土地帳簿価額及び土地面積に含めております。
 5 上記の他、主要な無形固定資産として、以下のものがあります。

事業所又は地区名 (主な所在地)	セグメントの名称	内容	帳簿価額(百万円)	
			商標権	合計
本社 (東京都墨田区)	一般用消費財事業	パファリン商標権	1,611	1,611

3 【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設等の計画は、以下のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定 年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払 金額 (百万円)		着手	完了	
当社千葉工場 ほか	千葉県 市原市 ほか	一般用消費財 事業 産業用品事業	洗剤等生産設備 合理化及び更新	6,270	294	自己資金	平成28年4 月	平成30年 1月	ほとんど 変動なし
当社明石工場 ほか	兵庫県 明石市 ほか	一般用消費財 事業	歯刷子・歯磨・ 薬品等生産設備 合理化及び更新	2,469	669	自己資金	平成27年 8月	平成29年 12月	ほとんど 変動なし
泰国獅王企業 有限公司	タイ	海外事業	洗剤等生産設備 新設	2,598 (注3)	1,016	自己資金	平成28年 4月	平成29年 5月	生産能力 8.8万トン増

- (注) 1 金額には消費税等を含めておりません。
2 経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。
3 投資計画の見直しおよび、為替レートの変動により投資予定金額が増加しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,185,600,000
計	1,185,600,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年3月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	299,115,346	299,115,346	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 単元株式数 1,000株
計	299,115,346	299,115,346		

(注) 平成28年12月27日開催の取締役会決議により、平成29年4月1日付で、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法(平成13年法律第128号)第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成18年3月30日)

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,302	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,302(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から平成48年3月31日までの期間内で、当社取締役会において決定する。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、そのいずれの地位も喪失した日(執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれかの遅い日とする。)の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。 この他の新株予約権の行使条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

取締役会の決議日(平成20年3月28日)

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	7,203	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,203 (注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月15日から平成50年4月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注4)	発行価格 442 資本組入額 221	同左
新株予約権の行使の条件	<p>取締役 当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。</p> <p>執行役員 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び の期間内で当社取締役会において決定する。</p> <p>この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり441円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり441円については、当社取締役及び執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成21年3月27日)

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	7,267	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,267 (注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年4月15日から平成51年4月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注4)	発行価格 396 資本組入額 198	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得することができるものとする。
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり395円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり395円については、当社取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成22年3月30日)

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	11,017	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,017 (注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成22年4月15日から平成52年4月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注4)	発行価格 422 資本組入額 211	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり421円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり421円については、当社取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成22年12月27日)

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	6,749	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,749(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成23年1月13日から平成53年1月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 389 資本組入額 195	同左
新株予約権の行使の条件	当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中で退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。(注5)新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- (注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
 - 当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
 - 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり388円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり388円については、当社執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。
- (注5) 平成24年2月10日開催の取締役会決議により、次のとおり行使の条件が変更されております。
- 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日または取締役に就任した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中でその地位を喪失した場合または従業員を退職した場合または取締役に就任した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。

取締役会の決議日(平成23年3月30日)

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	19,605	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,605 (注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成23年4月18日から平成53年4月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注4)	発行価格 360 資本組入額 180	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり359円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり359円については、当社取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成23年12月27日)

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	10,039	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,039 (注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成24年1月12日から平成54年1月11日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注4)	発行価格 406 資本組入額 203	同左
新株予約権の行使の条件	<p>取締役 当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。</p> <p>執行役員 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。(注5) 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び の期間内で当社取締役会において決定する。</p> <p>この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり405円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり405円については、当社取締役及び当社執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。
- (注5) 平成24年2月10日開催の取締役会決議により、次のとおり行使の条件が変更されております。
当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日または取締役に就任した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中でその地位を喪失した場合または従業員を退職した場合または取締役に就任した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。

取締役会の決議日(平成24年3月29日)

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	56,280	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	56,280(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成24年4月17日から平成54年4月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 406 資本組入額 203	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり405円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり405円については、当社取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成24年12月26日)

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	13,502	6,751
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,502(注1)	6,751
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成25年1月15日から平成55年1月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 379 資本組入額 190	同左
新株予約権の行使の条件	<p>当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中で退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。</p> <p>この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- (注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
 - 当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
 - 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり378円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり378円については、当社執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成25年3月28日)

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	58,205	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	58,205 (注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成25年4月15日から平成55年4月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注4)	発行価格 487 資本組入額 244	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり486円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり486円については、当社取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成25年12月25日)

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	20,788	15,728
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,788(注1)	15,728
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成26年1月14日から平成56年1月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 513 資本組入額 257	同左
新株予約権の行使の条件	<p>取締役 当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任の時を除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。</p> <p>執行役員 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日または取締役に就任した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中でその地位を喪失した場合または従業員を退職した場合または取締役に就任した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び の期間内で当社取締役会において決定する。</p> <p>この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり512円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり512円については、当社取締役及び当社執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成26年3月28日)

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	47,872	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	47,872(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成26年4月15日から平成56年4月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 526 資本組入額 263	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

(注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり525円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり525円については、当社取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成26年12月25日)

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	29,796	24,830
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	29,796(注1)	24,830
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成27年1月13日から平成57年1月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 558 資本組入額 279	同左
新株予約権の行使の条件	<p>当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日または取締役に就任した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中でその地位を喪失した場合または従業員を退職した場合または取締役に就任した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。</p> <p>この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- (注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
 - 当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
 - 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり557円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり557円については、当社執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成27年3月27日)

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	42,307	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,307(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成27年4月13日から平成57年4月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 702 資本組入額 351	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

(注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり701円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり701円については、当社取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成27年12月25日)

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	26,770	24,093
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	26,770(注1)	24,093
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成28年1月12日から平成58年1月11日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 964 資本組入額 482	同左
新株予約権の行使の条件	<p>当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日または取締役に就任した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中でその地位を喪失した場合または従業員を退職した場合または取締役に就任した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。</p> <p>この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- (注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
 - 当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
 - 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり963円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり963円については、当社執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成28年3月30日)

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	30,892	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,892(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成28年4月18日から平成58年4月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 1,317 資本組入額 659	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

(注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり1,316円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり1,316円については、当社取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年1月1日～ 平成18年12月31日 (注)	14,400	299,115		34,433		31,499

(注) 利益及び繰越利益剰余金による自己株式の消却による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成28年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		57	26	289	393	9	23,200	23,974	
所有株式数 (単元)		103,691	3,898	53,643	76,678	13	59,312	297,235	1,880,346
所有株式数 の割合(%)		34.89	1.31	18.05	25.80	0.00	19.95	100.00	

- (注) 1 自己株式8,551,212株は、「個人その他」の欄に8,551単元及び「単元未満株式の状況」の欄に212株それぞれ含めて記載しております。
- 2 株式会社証券保管振替機構名義の株式3,550株は、「その他の法人」の欄に3単元及び「単元未満株式の状況」の欄に550株それぞれ含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	25,010	8.36
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ棟	16,282	5.44
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	10,830	3.62
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	10,109	3.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	5,976	2.00
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	5,000	1.67
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	4,450	1.49
J P MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	4,151	1.39
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1-1 (東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	4,100	1.37
豊田通商株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅4丁目9-8	3,506	1.17
計		89,417	29.89

- (注) 1 上記のほか、当社が所有している自己株式8,551,212株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合: 2.86%)があります。
- 2 銀行等保有株式取得機構から平成25年4月4日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により平成25年3月29日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができません。
なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
銀行等保有株式取得機構	東京都中央区新川二丁目28番1号	17,255	5.77

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,551,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 288,684,000	288,684	
単元未満株式	普通株式 1,880,346		
発行済株式総数	299,115,346		
総株主の議決権		288,684	

(注) 1 「単元未満株式」の株式数の欄には当社所有の自己株式212株が含まれております。

2 上記「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の株式数の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ3,000株及び550株含まれております。

【自己株式等】

平成28年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ライオン株式会社	墨田区本所一丁目3番7号	8,551,000		8,551,000	2.86
計		8,551,000		8,551,000	2.86

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、平成29年3月30日開催の第156期定時株主総会にて、取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度の導入をご承認いただき、現在発行されている各新株予約権につき行使期間満了又は権利消滅のときまで存続させることとし、今後は新たな株式報酬型ストック・オプションを付与しないことといたしました。これまでに発行した新株予約権のうち権利行使期間が終了期間が終了していないものの内容を、以下に記載しております。

新株予約権方式によるストックオプション制度

- (イ) 当該制度は、旧商法（平成13年法律第128号）第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成18年3月30日開催の定時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成18年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役、監査役及び執行役員 25
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数(株)	129,753 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注2)
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から平成48年3月31日までの期間内で、当社取締役会において決定する。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、そのいずれの地位も喪失した日(執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれかの遅い日とする。)の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 この他の新株予約権の行使条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(ロ) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成20年3月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成20年3月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員 18
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数(株)	143,771 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注2)
新株予約権の行使期間	平成20年4月15日から平成50年4月14日まで
新株予約権の行使の条件	取締役 当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 執行役員 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中で退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(八) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成21年3月27日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成21年3月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役(社外取締役を除く) 9
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数(株)	99,781 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注2)
新株予約権の行使期間	平成21年4月15日から平成51年4月14日まで
新株予約権の行使の条件	当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得することができるものとする。

(二) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成22年3月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成22年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役(社外取締役を除く) 8
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数(株)	103,778(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)
新株予約権の行使期間	平成22年4月15日から平成52年4月14日まで
新株予約権の行使の条件	当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

(ホ) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成22年12月27日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成22年12月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の執行役員 12(注4)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数(株)	83,238(注1)(注4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)
新株予約権の行使期間	平成23年1月13日から平成53年1月12日まで
新株予約権の行使の条件	当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中でその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。(注5) 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。
- (注4) 平成23年2月10日開催の取締役会における決議、平成23年3月30日開催の定時株主総会において、付与対象者1名が取締役に選任されたことにより、新株予約権の目的となる株式の数83,238株のうち5,906株は失効しております。
- (注5) 平成24年2月10日開催の取締役会決議により、次のとおり行使の条件が変更されております。
当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日または取締役に就任した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中でその地位を喪失した場合または従業員を退職した場合または取締役に就任した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。

(ハ) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成23年3月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役(社外取締役を除く) 8
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数(株)	97,575 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注2)
新株予約権の行使期間	平成23年4月18日から平成53年4月17日まで
新株予約権の行使の条件	当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

- (ト) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成23年12月27日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年12月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役 1 執行役員 10
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数(株)	71,392 (注1)(注4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注2)
新株予約権の行使期間	平成24年1月12日から平成54年1月11日まで
新株予約権の行使の条件	取締役 当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 執行役員 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中でその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。(注5) 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び の期間内で当社取締役会において決定する。この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。
- (注4) 平成24年2月10日開催の取締役会における決議、平成24年3月29日開催の定時株主総会において、付与対象者である執行役員のうち4名が取締役に選任されたことにより、新株予約権の目的となる株式の数71,392株のうち20,917株は失効しております。
- (注5) 平成24年2月10日開催の取締役会決議により、次のとおり行使の条件が変更されております。
当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日または取締役会に就任した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中でその地位を喪失した場合または従業員を退職した場合または取締役会に就任した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。

(チ) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成24年3月29日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年3月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役(社外取締役を除く) 8
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数(株)	96,418 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注2)
新株予約権の行使期間	平成24年4月17日から平成54年4月16日まで
新株予約権の行使の条件	当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

(リ) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成24年12月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年12月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の執行役員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数(株)	47,257 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注2)
新株予約権の行使期間	平成25年1月15日から平成55年1月14日まで
新株予約権の行使の条件	当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日または取締役に就任した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中でその地位を喪失した場合または従業員を退職した場合または取締役に就任した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

(ヌ) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成25年3月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年3月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役(社外取締役を除く) 8
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数(株)	99,716 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注2)
新株予約権の行使期間	平成25年4月15日から平成55年4月14日まで
新株予約権の行使の条件	当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

(ル) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成25年12月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年12月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役 2 執行役員 8
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数(株)	41,576 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注2)
新株予約権の行使期間	平成26年1月14日から平成56年1月13日まで
新株予約権の行使の条件	<p>取締役 当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。</p> <p>執行役員 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日または取締役に就任した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期中でその地位を喪失した場合または従業員を退職した場合または取締役に就任した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び の期間内で当社取締役会において決定する。この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

(フ) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成26年3月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年3月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役(社外取締役を除く) 8
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数(株)	82,672 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注2)
新株予約権の行使期間	平成26年4月15日から平成56年4月14日まで
新株予約権の行使の条件	当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

(ワ) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成26年12月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年12月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の執行役員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数(株)	34,762 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注2)
新株予約権の行使期間	平成27年1月13日から平成57年1月12日まで
新株予約権の行使の条件	当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日または取締役に就任した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中でその地位を喪失した場合または従業員を退職した場合または取締役に就任した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

(カ) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成27年3月27日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年3月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役(社外取締役を除く) 8
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数(株)	73,062 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注2)
新株予約権の行使期間	平成27年4月13日から平成57年4月12日まで
新株予約権の行使の条件	当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

(三) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成27年12月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年12月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の執行役員 11
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数(株)	29,447 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注2)
新株予約権の行使期間	平成28年1月12日から平成58年1月11日まで
新株予約権の行使の条件	当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日または取締役に就任した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中でその地位を喪失した場合または従業員を退職した場合または取締役に就任した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

(注4) 平成28年2月10日開催の取締役会における決議、平成28年3月30日開催の定時株主総会において、付与対象者である執行役員のうち1名が取締役に選任されたことにより、新株予約権の目的となる株式の数29,447株のうち2,008株は失効しております。

(タ) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成28年3月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成28年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役(社外取締役を除く) 6
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数(株)	30,892(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)
新株予約権の行使期間	平成28年4月18日から平成58年4月17日まで
新株予約権の行使の条件	当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及びの期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

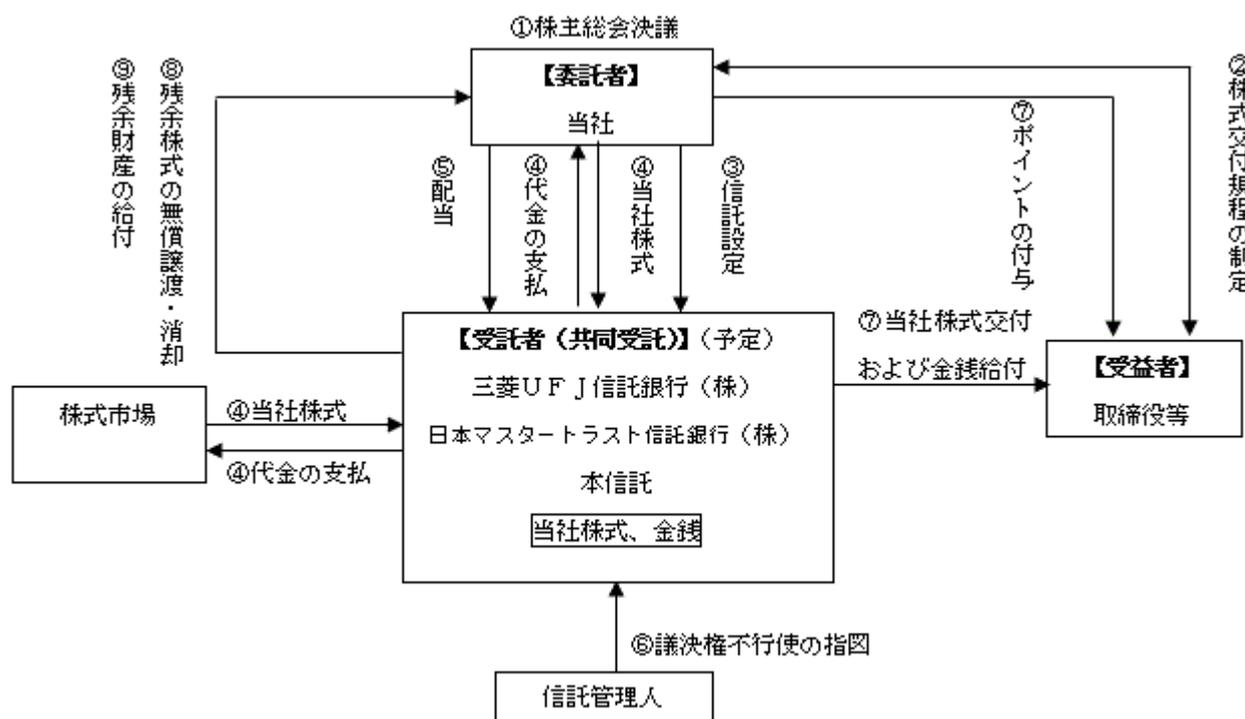
(10) 【従業員株式所有制度の内容】

1. 業績連動型株式報酬制度の概要

当社は、平成29年2月10日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）および執行役員（以下、取締役と併せて「取締役等」といいます。）を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、新しい株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、取締役に對する本制度の導入に関する議案を、平成29年3月30日開催の第156期定時株主総会に付議し、承認決議を得ております。

本制度では、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。B I P信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランです。当社は、取締役等の退任後に、B I P信託により取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を業績目標の達成度等に応じて、交付および給付（以下「交付等」といいます。）します。

<業績連動型株式報酬制度の仕組み>



当社は、取締役を対象とする本制度の導入に関して、株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
当社は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
当社は、の株主総会決議で承認を受けた範囲内で取締役に対する報酬の原資となる金銭を拠出するとともに

に、執行役員報酬の原資となる金銭を拠出し、これらを合わせて三菱UFJ信託銀行株式会社（受託者）に信託し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、で拠出された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。本信託が取締役に對する交付等の対象として取得する株式数は、の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。なお、本信託内の当社株式は、取締役報酬の原資となる金銭および執行役員報酬となる金銭の金額に応じて勘定を分けて管理されます。

本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。

本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

信託期間中、役員および毎事業年度における業績目標の達成度等に応じて、毎年、取締役等に付与されるポイント数が決定され、そのポイント数は信託期間中累積します。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時に累積したポイント数に応じて当社株式等について交付等を行います。

業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。

本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

2. 取締役等に取得させる予定の株式の総数

1 事業年度当たり当社株式数162,000株相当（うち取締役分として90,000株）を上限とします。

3. 当該業績連動型株式報酬制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

取締役等を退任(死亡により退任する場合および執行役員が取締役に就任する場合を含みます。)した者のうち受益者要件を満たす者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得（単元未満株式の買取請求）

区分	株式数（株）	価額の総額（千円）
当事業年度における取得自己株式	122,021	191,328
当期間における取得自己株式	9,940	19,236

（注）当期間における取得自己株式には、平成29年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他				
（ストックオプションの行使）	319,908	174,816	19,454	10,888
（単元未満株の買増請求）	412	227		
（転換社債型新株予約権付社債の 転換）	3,720,237	2,037,499		
保有自己株式数	8,551,212		8,541,698	

（注）ストックオプションの行使、単元未満株の買増請求及び保有自己株式数の当期間には、平成29年3月1日から有価証券報告書提出日までの取引は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、連結収益力の向上により、株主の皆さまへの継続的かつ安定的な利益還元を行うことを経営の最重要課題と考え、配当は連結配当性向30%を目安として継続的かつ安定的に実施し、自己株式の取得は中長期的な成長のための内部留保を総合的に判断して実施を検討してまいります。内部留保は、企業成長力の強化、永続的な事業基盤の整備を行うことを目的として、研究開発・生産設備等への投資や外部資源獲得に充当してまいります。

当社は、毎事業年度における剰余金の配当につきましては、中間配当、期末配当の年2回行うことを基本としております。

当社は会社法第459条に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当期の剰余金の配当につきましては、過去の支払実績及び配当性向を勘案して、取締役会決議により、1株につき、中間5円（支払開始日：平成28年9月6日）、期末8円（支払開始日：平成29年3月2日）といたしました。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）
平成28年8月3日 取締役会決議	1,453	5.00
平成29年2月10日 取締役会決議	2,324	8.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第152期	第153期	第154期	第155期	第156期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
最高(円)	483	640	675	1,294	1,963
最低(円)	405	428	506	600	956

（注）株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,778	1,565	1,656	1,752	1,963	1,934
最低(円)	1,521	1,370	1,383	1,619	1,624	1,740

（注）株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性12名 女性1名 (役員のうち女性の比率7.7%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長執行役員	取締役会議 長、最高経 営責任者	濱 逸 夫	昭和29年3月14日生	昭和52年4月 ライオン油脂株式会社入社 平成14年3月 当社研究技術本部プロセス開発センター所 長 " 16年3月 当社ハウスホールド事業本部ハウスホール ド第1研究所長 " 18年3月 当社家庭品事業部門ハウスホールド事業本 部ファブリックケア事業部長 " 19年3月 当社ハウスホールド事業本部ファブリック ケア事業部長 " 20年1月 当社執行役員、ハウスホールド事業本部長 " 20年3月 当社取締役、ハウスホールド事業本部長 " 21年1月 当社取締役、ハウスホールド事業本部長、 宣伝部、生活者行動研究所、流通政策部、 営業開発部担当 " 22年1月 当社取締役、ヘルスケア事業本部分担、ハ ウスホールド事業本部分担、特販事業本分 担、宣伝部、生活者行動研究所、流通政 策部、営業開発部担当 " 22年3月 当社常務取締役、ヘルスケア事業本部分 担、ハウスホールド事業本部分担、特販事 業本部分担、宣伝部、生活者行動研究所、 流通政策部、営業開発部担当 " 24年1月 当社代表取締役、取締役社長、執行役員、 最高執行責任者、リスク統括管理担当 泰国獅王企業有限公司代表者兼務(現任) " 26年1月 当社代表取締役、取締役社長、執行役員、 最高経営責任者 " 28年3月 当社代表取締役、取締役社長、執行役員、 取締役会議長、最高経営責任者 " 29年3月 当社代表取締役、社長執行役員、取締役会 議長、最高経営責任者(現任)	(注)3	35
代表取締役 専務執行役員	企業倫理担 当、SCM本 部分担、購 買本部分 担、生産本 部分担、生 産技術研 究センター担 当	渡 祐 二	昭和26年8月15日生	昭和53年4月 ライオン油脂株式会社入社 平成14年3月 当社ハウスホールド事業本部ハウスホール ド事業部長 " 16年3月 当社執行役員、ビューティケア事業本部長 " 18年3月 当社執行役員、家庭品事業部門ヘルスケア 事業本部ビューティケア事業部長 " 19年3月 当社執行役員、ハウスホールド事業本部統 括部長 " 20年3月 当社執行役員、購買本部長 " 22年1月 当社上席執行役員、購買本部長 " 23年1月 当社上席執行役員、購買本部分担、生産本 部分担、LOCOS推進部、全国業務センター 担当 " 23年3月 泰国獅王企業有限公司代表者兼務 当社取締役、購買本部分担、生産本部分 担、LOCOS推進部、全国業務センター担当 " 24年1月 当社取締役、執行役員、購買本部分担、生 産本部分担、LOCOS推進部、統合システ ム部、品質保証部、全国業務センター担当 " 24年7月 当社取締役、執行役員、購買本部分担、生 産本部分担、LOCOS推進部、統合システ ム部、品質保証部、全国業務センター、生 産技術研究センター担当 " 26年1月 当社常務取締役、執行役員、購買本部分 担、生産本部分担、LOCOS推進部、統合シ ステム部、全国業務センター、生産技術研 究センター担当 " 28年1月 当社常務取締役、執行役員、購買本部分 担、生産本部分担、LOCOS推進部、全国業 務センター、生産技術研究センター担当 " 28年3月 当社代表取締役、専務取締役、執行役員、 企業倫理担当、購買本部分担、生産本部分 担、LOCOS推進部、全国業務センター、生 産技術研究センター担当 " 29年1月 当社代表取締役、専務取締役、執行役員、 企業倫理担当、SCM本部分担、購買本部分 担、生産本部分担、生産技術研究センター 担当 " 29年3月 当社代表取締役、専務執行役員、企業倫理 担当、SCM本部分担、購買本部分担、生産 本部分担、生産技術研究センター担当(現 任)	(注)3	67

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務執行役員	ヘルス & ホームケア事業本部分担、ヘルス & ホームケア営業本部分担、特販事業本部分担、ウェルネス・ダイレクト事業本部分担、宣伝部、生活者行動研究所、流通政策部担当	掬川 正純	昭和34年10月26日生	昭和59年4月 当社入社 平成18年3月 当社研究開発本部ファブリックケア研究所長兼ハウスホールド事業本部ファブリックケア事業部開発担当部長 " 20年1月 当社ハウスホールド事業本部ファブリックケア事業部長 " 22年1月 当社執行役員、ハウスホールド事業本部長 " 24年1月 当社執行役員、ヘルス & ホームケア事業本部長 " 24年3月 泰国獅王企業有限公司代表者兼務(現任) " 28年1月 当社取締役、執行役員、ヘルス & ホームケア事業部門分担、特販事業本部分担、ヘルス & ホームケア事業本部長、宣伝部、生活者行動研究所、流通政策部担当 " 28年3月 当社取締役、執行役員、ヘルス & ホームケア事業本部分担、ヘルス & ホームケア営業本部分担、特販事業本部分担、ウェルネス・ダイレクト事業本部分担、宣伝部、生活者行動研究所、流通政策部担当 " 29年3月 当社取締役、常務執行役員、ヘルス & ホームケア事業本部分担、ヘルス & ホームケア営業本部分担、特販事業本部分担、ウェルネス・ダイレクト事業本部分担、宣伝部、生活者行動研究所、流通政策部担当(現任)	(注) 3	20
取締役 上席執行役員	人事総務本部分担、秘書部、コーポレートブランド推進室、統合システム部、コーポレートコミュニケーションセンター、CSR推進部担当	小林 健二郎	昭和37年12月18日生	昭和62年4月 当社入社 平成13年1月 当社開発企画部長 " 16年3月 当社執行役員、オーラルケア事業本部長 " 18年3月 当社執行役員、ヘルスケア事業本部オーラルケア事業部長 " 21年1月 当社執行役員、ヘルスケア事業本部統括部長 " 22年1月 当社上席執行役員、国際事業本部長 泰国獅王企業有限公司代表者兼務 C Jライオン株式会社代表者兼務 獅王日用化工(青島)有限公司代表者兼務 獅王(香港)有限公司代表者兼務 獅王企業(シンガポール)有限公司代表者兼務 " 22年2月 サゼンライオン有限公司代表者兼務 " 23年6月 獅王(中国)日用科技有限公司代表者兼務 " 24年1月 当社執行役員、国際事業本部長 " 24年3月 当社取締役、執行役員、海外関係全般担当、国際事業本部長 " 24年6月 ピアレスライオン株式会社代表者兼務 " 26年1月 当社取締役、執行役員、海外関係全般担当、国際事業本部長兼第1事業推進部長 " 27年1月 当社取締役、執行役員、海外関係全般担当、国際事業本部長兼国際事業本部オレオケミカル事業推進室長 " 28年1月 当社取締役、執行役員、秘書部、コーポレートブランド推進室、統合システム部、総務部、コーポレートコミュニケーションセンター、CSR推進部担当 " 29年1月 当社取締役、執行役員、人事総務本部分担、秘書部、コーポレートブランド推進室、統合システム部、コーポレートコミュニケーションセンター、CSR推進部担当 " 29年3月 当社取締役、上席執行役員、人事総務本部分担、秘書部、コーポレートブランド推進室、統合システム部、コーポレートコミュニケーションセンター、CSR推進部担当(現任)	(注) 3	597

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 上席執行役員	研究開発本 部分担、化 学品事業全 般担当、海 外関係全般 担当、国際 事業本部分 担、知的財 産部担当	角井寿雄	昭和30年4月1日生	昭和54年4月 ライオン油脂株式会社入社 平成13年4月 当社研究開発本部化学品研究所長 " 14年3月 当社化学品事業本部化学品研究所長 " 18年3月 当社化学品事業本部統括部長 " 20年1月 当社研究開発本部企画管理部長 " 22年1月 当社研究開発本部副本部長 " 23年1月 当社執行役員、研究開発本部長 " 24年1月 泰国獅王企業有限公司代表者兼務 " 24年3月 当社取締役、執行役員、化学品事業本部分 担、研究開発本部長、知的財産部担当 " 26年1月 当社取締役、執行役員、研究開発本部分 担、化学品事業本部分担、知的財産部担当 " 27年7月 当社取締役、執行役員、研究開発本部分 担、化学品事業全般担当、知的財産部担当 " 28年1月 当社取締役、執行役員、研究開発本部分 担、化学品事業全般担当、海外関係全般担 当、国際事業本部分担、知的財産部担当 " 28年4月 泰国獅王企業有限公司代表者兼務(現任) " 29年3月 当社取締役、上席執行役員、研究開発本部分 担、化学品事業全般担当、海外関係全般 担当、国際事業本部分担、知的財産部担当 (現任)	(注)3	17
取締役 上席執行役員	リスク統括 管理担当、 経営戦略本 部分担、お 客様セン ター、薬 事・品質保 証部、法務 部担当	榊原健郎	昭和35年11月22日生	昭和58年4月 当社入社 平成18年3月 当社経営企画部長 " 20年1月 当社ハウスホールド事業本部リビングケア 事業部長 " 22年1月 当社執行役員、ヘルスケア事業本部長 " 24年1月 当社執行役員、ライオン商事株式会社代表 取締役社長 " 28年1月 当社執行役員、社長付 " 28年3月 当社取締役、執行役員、リスク統括管理担 当、経営企画部、経理部、お客様セン ター、薬事・品質保証部、法務部担当 " 29年1月 当社取締役、執行役員、リスク統括管理担 当、経営戦略本部分担、お客様セン ター、薬事・品質保証部、法務部担当 " 29年3月 当社取締役、上席執行役員、リスク統括管 理担当、経営戦略本部分担、お客様セン ター、薬事・品質保証部、法務部担当(現 任)	(注)3	51
取締役		山田秀雄	昭和27年1月23日生	昭和59年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成4年4月 山田秀雄法律事務所(現 山田・尾崎法律 事務所)を開設し、現在に至る " 10年5月 大洋化学工業株式会社社外監査役(現任) " 13年4月 第二東京弁護士会副会長 " 14年5月 財団法人橋秋子記念財団(現 公益財団法人 橋秋子記念財団)理事 " 16年6月 株式会社サトー(現 サトーホールディ ングス株式会社)社外取締役 " 18年3月 当社社外取締役(現任) " 19年6月 株式会社ミクニ社外監査役 石井食品株式会社社外監査役 " 21年3月 ヒューリック株式会社社外取締役(現任) " 22年4月 日本弁護士連合会常務理事 " 23年3月 株式会社西武ライオンズ社外監査役 " 26年4月 第二東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 " 27年6月 公益財団法人橋秋子記念財団理事長 " 27年6月 サトーホールディングス株式会社社外取締 役(現任)	(注)3	11
取締役		内田和成	昭和26年10月31日生	昭和60年1月 ポストンコンサルティンググループ入社 平成12年6月 同社日本代表 " 18年4月 早稲田大学商学大学院教授(現任) サントリー株式会社(現 サントリーホ ルディングス株式会社)社外監査役 " 24年2月 キューピー株式会社社外監査役 " 24年6月 三井倉庫ホールディングス株式会社社外取 締役(現任) ライフネット生命保険株式会社社外取締役 " 25年12月 ERIホールディングス株式会社社外取締 役(現任) " 27年2月 キューピー株式会社社外取締役(現任) " 28年3月 当社社外取締役(現任)	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		白石 隆	昭和25年2月22日生	昭和54年6月 東京大学教養学部教養学科国際関係論助教授 平成8年6月 コーネル大学アジア研究学科・歴史学科教授 平成8年7月 京都大学東南アジア研究センター教授 平成17年4月 政策研究大学院大学教授・副学長 平成19年5月 日本貿易振興機構アジア経済研究所長(現任) 平成21年1月 内閣府総合科学技術会議議員 平成23年4月 政策研究大学院大学長 平成25年1月 当社経営評価委員会(現アドバイザー・コミッティ)委員 平成29年3月 当社社外取締役(現任)	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	常勤監査役	中川 康太郎	昭和32年8月31日生	昭和56年4月 当社入社 平成20年1月 当社ヘルスケア事業本部統括部業務管理担当部長 " 22年12月 当社監査室長 " 27年1月 当社社長付 " 27年3月 当社監査役(現任)	(注)4	8
監査役	常勤監査役	西山 潤子	昭和32年1月10日生	昭和54年4月 ライオン油脂株式会社入社 平成18年3月 当社購買本部製品部長 " 19年3月 当社生産本部第2生産管理部製品購買担当部長 " 21年1月 当社研究開発本部包装技術研究所長 " 26年1月 当社CSR推進部長 " 27年1月 当社社長付 " 27年3月 当社監査役(現任)	(注)4	14
監査役		小島 昇	昭和23年12月19日生	昭和56年5月 税理士登録 " 57年3月 公認会計士登録 " 61年1月 公認会計士小島昇事務所開設 平成10年7月 日本公認会計士協会常務理事 " 11年7月 政府税制調査会法人課税小委員会専門委員 " 13年12月 千代田国際公認会計士共同事務所代表(現任) " 23年5月 株式会社ダイエー社外監査役 " 25年12月 千代田税理士法人代表(現任) " 26年3月 当社監査役(補欠) " 27年3月 当社社外監査役(現任)	(注)4	
監査役		東 英雄	昭和27年9月27日生	昭和46年4月 大蔵省(現 財務省)国税庁熊本国税局入庁 平成22年7月 成田税務署長 " 24年7月 東京国税局調査第四部長 " 25年7月 財務省国税庁退官 " 25年8月 税理士登録 " 26年6月 東英雄税理士事務所を開設し、現在に至るセントラル総合開発株式会社社外取締役(現任) " 27年3月 当社社外監査役(現任) " 27年6月 広栄化学工業株式会社社外監査役 " 28年6月 広栄化学工業株式会社社外取締役(現任)	(注)4	3
計						825

- (注) 1 山田秀雄氏、内田和成氏、白石隆氏は、社外取締役であります。
2 小島昇氏及び東英雄氏は、社外監査役であります。
3 取締役の任期は、平成28年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4 監査役の任期は、平成26年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5 当社では、取締役会が担っている「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」を区分し、取締役会は「意思決定・監督機能」を担い、各事業本部、その他重要業務に係る「業務執行機能」は執行役員が担うこととする執行役員制度を平成16年3月に導入いたしました。
執行役員は18名で構成されており、内6名は取締役を兼務しております。
6 所有株式数は平成29年2月28日現在の株式数を記載しております。
7 当社は、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査役を選任しております。補欠の監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数
山口 隆 央	昭和29年9月13日生	昭和56年10月 監査法人中央会計事務所入所 " 60年2月 公認会計士登録 " 62年9月 山口公認会計士事務所入所 " 62年12月 税理士登録 平成8年1月 山口公認会計士事務所所長となり、現在に至る " 25年6月 サトーホールディングス株式会社社外監査役(現任) " 27年6月 キョーリン製薬ホールディングス株式会社社外監査役(現任) " 28年3月 東京建物株式会社社外監査役(現任)	

(注) 山口隆央氏は、社外監査役の要件を満たしております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役制度のもとで経営の監督を行っておりますが、2004年3月より執行役員制度を導入し、それまで取締役会が担ってきた機能を区分し、取締役会は「経営の意思決定および監督機能」を担い、執行役員会が「業務執行機能」を担うことといたしました。

取締役会については、その活性化および機動性の向上を図るため、取締役員数を削減いたしております(執行役員制導入前19名。現在9名)。また、独立役員としての要件も満たす社外役員5名(社外取締役3名および社外監査役2名)を招聘するとともに、代表取締役社長と社外役員全員との定期的(原則として月1回)な情報交換も実施し経営の監督・監視機能の充実に努めております。

さらに、社外有識者の評価・意見を経営に反映させるための「経営評価委員会」(現アドバイザー・コミッティ)を2003年10月より設置しております。

<取締役・取締役会・執行役員会等>

取締役会は取締役9名で構成されております。月に1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について意思決定するとともに、各取締役及び各執行役員の業務執行を監督しております。なお、定例の取締役会を除いて、法令に従い書面等にて取締役会決議が行うことができるものとしております。

また、中長期経営計画の基本方針など重要な企業戦略については、経営会議での審議を経て、取締役会の適正な意思決定が可能な体制を構築しております。

さらに、事業に直結する業務執行に関する施策については、執行役員会で、さまざまな角度から課題に対する議論と検討を加える体制としております。

<指名諮問委員会>

当社の取締役、監査役および執行役員ならびにそれぞれの退任後の顧問等(以下、「役員等」という。)の選任プロセスの客観性および透明性を高めるため、社外役員および取締役会議長があらかじめ定めた代表取締役により構成する「指名諮問委員会」を2016年6月30日付で設置しております。

同委員会は、役員等の資質・選任理由・プロセス等について、取締役会からの諮問を受け審議し、取締役会(監査役については監査役会)に答申します。

<報酬諮問委員会>

役員報酬等の客観性および透明性を高めるため、社外取締役および社外監査役のみで構成する「報酬諮問委員会」を2006年12月27日付で設置しております。

同委員会は役員等の報酬体系、水準、賞与査定方法等について、取締役会からの諮問を受け審議し、取締役会に答申します。同委員会の答申に基づき、平成29年3月30日開催の第156期定時株主総会の決議を経て、役員報酬体系を平成29年12月期より改定しております。

なお、当社は社外取締役および社外監査役各氏との間で、会社法427条第1項および定款の規定にもとづき、会社法第423条第1項の責任を、1000万円または法令で定める額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。

<アドバイザー・コミッティ>

社外有識者からなるアドバイザー・コミッティを年2回開催し、コーポレート・ガバナンス体制のあり方、事業開発・製品開発の方向性、CSR(企業の社会的責任)の考え方等、全般経営課題に関する委員の意見を経営に反映させております。現在の委員は6名であります。

<監査役・監査役会>

監査役は4名で、社外監査役(独立役員)2名、社内出身の常勤監査役2名で、社外監査役2名は財務・会計に関する知見を有しております。監査役会は2ヶ月に1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役および監査役会に専任のスタッフ1名を配置しております。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準および監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、取締役の職務執行状況聴取(財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を含む。)、本社および主要な事業所の往査、子会社の調査を実施しております。

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制において以下の諸施策が講じられており、取締役および監査役による監督・監視機能の充実が図られていると判断しております。

- (1) 社外取締役3名（独立役員）の設置による監督機能充実。
- (2) 社外監査役2名（独立役員）および常勤監査役2名の設置による監視機能充実。
- (3) 独立役員と代表取締役社長との定期的情報交換による経営姿勢理解および監督・監視機能の実効性向上。
- (4) 執行役員制による監督と執行の分離。
- (5) 監査役会と内部監査部門、会計監査人との連携による監査の実効性向上。
- (6) 監査役会と代表取締役との定例意見交換会による監視機能の実効性向上。
- (7) 取締役会各議案に係る監査役意見形成への社外取締役意見の活用。
- (8) 社外有識者により構成するアドバイザリー・コミッティによる社会通念上の視点から経営の監督。

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<内部統制システムの基本方針>

1. 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 基本的考え方

- 1) 当社グループの「ライオン企業行動憲章」、「行動指針」をコンプライアンス体制の基盤とする。
- 2) ライオン企業行動憲章の精神を代表取締役社長が繰り返し役員・従業員に伝えることにより、企業倫理意識の浸透に努めるとともに、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを徹底する。

(2) コンプライアンス体制

- 1) 当社取締役会で選定した企業倫理担当役員を委員長とする当社グループ全体に係る企業倫理委員会を設置し、企業倫理意識の浸透・定着のための具体的施策を推進する。ライオン企業行動憲章・行動指針に反する事態が生じ、企業倫理委員会が必要と認めるときは、外部専門家（弁護士、公認会計士等）を委員とする倫理調査委員会を設け事態の解決・収拾を図る仕組みを採用する。
- 2) 企業倫理担当役員の下に企業倫理専任部長を置き、コンプライアンス体制の整備・維持を図るとともに、当社グループの各部所における必要な研修を行う。あわせて人事部は階層別教育において必要な研修を行う。また、各部所は関連法規に従った規程・マニュアルを策定し、これに従い業務を実行する。
- 3) 当社取締役会の監督機能を強化するため、業務を執行しない社外取締役を置く。
- 4) 法令遵守および経営政策に関する第三者の意見・助言を経営に反映させるため、社外有識者により構成するアドバイザリー・コミッティを設置する。
- 5) 内部監査部門として当社に監査室を置く。
- 6) 当社監査室は、当社グループ各社に対する内部監査を実施する。
- 7) 当社グループ各社に当社から監査役を派遣し、当該監査役は法令に従い監査を行う。
- 8) 監査室員、企業倫理専任部長、経営企画部員、法務部員および監査役は、日ごろから連携し当社グループのコンプライアンス体制およびコンプライアンスに関する課題・問題の有無の把握に努める。
- 9) 従業員の法令・定款違反行為については就業規則に従い処分を決定する。取締役の法令・定款違反行為については企業倫理委員会が取締役に具体的な処分を答申する。
- 10) 上記1～9号の他、当社グループにおける法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報システムとして、企業倫理専任部長および社外弁護士を直接の情報受領者とする「心のホットライン」を整備するとともに、製品開発担当者等が製品の品質に疑念を生じた場合の社内通報システムとして、CSR推進部長を直接の情報受領者とする「品質情報ホットライン」を整備し、別に定める要領にもとづきその運用を行う。
- 11) 監査役は当社グループのコンプライアンス体制および上記10号に定める社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、企業倫理担当役員に意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。

(3) 有事の対応

- 1) 法規・社会的責任に関わる緊急事態が発生した場合は、緊急事態処理システムに従い、当該発生事実を総務部長が社長、企業倫理担当役員および監査役へ報告するとともに、社長を議長とする緊急対策協議会もしくは担当部長は事態の適正な収拾、再発防止策の立案、執行役員会・取締役会への報告を行う。

- 2) 当社グループ各社の担当役員および従業員が当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合も、前号と同様に対処する。
- 3) 当社グループ各社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認められた場合は、直ちに当社社長、企業倫理担当役員および監査役に報告するものとする。企業倫理担当役員は監査役と協議し事態の適正な収拾と再発防止策の立案を行う。

2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 代表取締役および業務執行取締役は、法令に従い自己の職務の執行状況を取締役に報告する。
- (2) 代表取締役は、情報管理規程に取締役の職務の執行に係る情報の作成、保存および管理に関する事項を定める。
- (3) 取締役は、情報管理規程に従い、職務の執行に係る情報を保存する。
- (4) 取締役および監査役は、いつでもこれらの情報を閲覧または謄写できる。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 平時の対応

- 1) 経営戦略本部分担役員を当社グループのリスクに関する統括責任者として任命し、経営企画部において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- 2) 監査室は当社グループ各部所毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を執行役員会、取締役会に報告する。
- 3) 平時において、各部所はその有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの低減等に取り組むとともに、事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのある経営リスクについては、それぞれ担当取締役が対応策を検討し、経営会議、執行役員会で審議しリスク管理を行う。
- 4) 環境、品質責任、事故・災害に関するリスクについては、それぞれ環境保全推進委員会、CS/PL委員会、安全衛生防災会議において事前に対応策を検討、必要に応じて執行役員会で審議し、リスク管理を行う。
- 5) 各工場においては、ISO14001の認証を受け、品質管理及び環境保全に積極的に取り組む。

(2) 有事の対応

天災・事故発生等による物理的緊急事態が発生した場合は、緊急事態処理システム（地震については地震災害対策マニュアル、感染症については、新型インフルエンザ等感染症対策マニュアル）に従い、当該発生事実を社長・監査役等へ報告するとともに、関連部所長は情報収集、対応方針の決定、原因究明、対応策の決定、執行役員会・取締役会への報告を行う。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

(1) 意思決定ルール

- 1) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。なお、定例の取締役会を除いて、法令に従い書面等にて取締役会決議を行うことができるものとする。
- 2) また迅速な業務執行と取締役会の機能をより強化するために、全執行役員が出席する執行役員会を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的な事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- 3) 当社グループ全体の経営方針および経営戦略等に係る重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行うものとする。
- 4) 当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会または執行役員会の承認を受けるものとする。

(2) 取締役会の基本的な位置付け

- 1) 取締役会は、取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標にもとづく経営計画を策定する。

- 2) 取締役会は、経営計画を具体化するため、経営計画にもとづき、事業計画、経営予算を設定する。マーケティング投資、研究開発投資、設備投資、新規事業投資についても経営計画を基準に配分する。
- 3) 取締役会は、重要事項に係る各機関、本部長、部所長の決裁権限基準を定める。
- 4) 取締役会は、毎月、月度業績をレビューし、各担当取締役に目標と実績の差異要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。

(3) 業務推進体制

- 1) 各部門、部所を担当する取締役は、当該部門等が実施すべき具体的な施策を含めた効率的な業務推進体制を決定する。
- 2) 月度業績はITを活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、各担当取締役および取締役に報告する。
- 3) 第2項第4号の決定を受け、各担当取締役は業務遂行体制をより効率的なものとするため、必要に応じ改善する。

5. 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項(監査役の指示の実効性の確保に関する事項を含む)

- (1) 監査役会の職務補助に専任する使用人を1名以上監査室に置く。
- (2) 当該使用人は、職務執行に当たっては監査役会の指揮命令を受け、取締役および監査室長の指揮命令を受けない。
- (3) 当該使用人の人事評価・異動・懲戒については監査役会の事前同意を得た上で、機関決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

6. 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する事項ならびに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び法令・定款に違反する重大な事実等がある場合には速やかに監査役に報告する。また、取締役は、次の事項を監査役に報告する。
 - 1) 当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実
 - 2) 当社グループにおける天災・事故発生等による物理的緊急事態および法規・社会的責任に関わる緊急事態
 - 3) 当社グループにおける内部監査の実施状況
 - 4) 当社グループにおける社内通報システムによるホットラインの通報状況およびその内容
 - 5) 執行役員会、製品企画執行役員会の決定事項
 - 6) 決裁権限基準にもとづく取締役および執行役員の決裁事項
 - 7) 当社グループ各社の事業概況、当該各社監査役の活動状況
 - 8) 当社および当社グループ各社の重要な会計方針・会計基準の変更並びにその影響
- (2) 上記1～8号に関する事項の報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役の協議により決定する。
- (3) 第1項にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
- (4) 当社グループは、報告者が、報告・通報したことを理由として不利益な扱いを受けないよう行動指針に定め、組織的に保護する。

7. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役の職務執行に必要な費用および債務については、監査役の請求に従い速やかに支払その他の処理を行う。
- (2) その他、職務執行の必要に応じて、外部専門家の助言を受けることができる。支払その他の処理は、前1号に準じる。

8. 当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会の要請がある場合において取締役会は、監査役会が法律・会計・税務等の専門家を選任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- (2) 監査役は、必要に応じて、当社および当社グループ各社の各種会議、打合せ等へ陪席することができる。
- (3) 監査役は、必要に応じて、当社グループ各社の重要情報を閲覧または謄写できる。
- (4) 監査役は、監査役会が策定する監査計画にもとづき、業務執行担当取締役および重要な使用人から個別に職務執行状況を聴取することができる。
- (5) 監査役会は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、連結財務諸表を構成する当社、当社の子会社および関連会社の財務報告の信頼性を確保するために、取締役会が定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」にもとづき財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、その状況および内部統制報告書を定期的に取締役会に報告する。
- (2) 監査室は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況（不備および不備の改善状況を含む。）を把握・評価し、それを代表取締役社長および監査役に報告する。
- (3) 監査役は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

< 内部統制システムの整備状況 >

当社は、法令遵守、倫理観強化を基本とする企業行動憲章、行動指針を制定しております。役員、従業員にその遵守徹底を図るため、企業倫理担当役員を委員長とする企業倫理委員会を設け、企業倫理意識の浸透・定着のための具体的施策の推進および企業行動憲章・行動指針に反する事態が生じたときの事態の収拾と再発防止策の立案を行うとともに、社内通報システムの設置等、コンプライアンス体制の強化を進めております。また、業務の効率性、有効性を確保するため、各種決裁に際して社長または担当役員等に決裁権限を委譲する基準、製品開発の各段階での業務プロセスや品質保証を定めた製品マネジメントシステム等の各種規程を整備しております。

これらの事項が適切に機能しているか否かをモニタリングするため、監査役および監査室による定期的監査を実施しております。

当社の会社情報の適時開示については、その開示の要否について常勤監査役に意見を求め、適正性を確保しております。

また、財務報告に係る内部統制に関する整備状況については、財務報告に係る内部統制の基本方針を策定するとともに評価範囲選定基準および評価対象を定めております。また、各業務プロセスにおける責任者を任命しております。

< 内部統制システムの運用状況 >

内部統制システムの運用については、取締役会において適宜検証を行い、その運用状況の概要について、当該年度の事業報告に記載します。

責任限定契約の内容の概要

- (イ) 当社は社外取締役、社外監査役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定にもとづき、会社法第423条第1項の責任を、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度として負担するものとする契約を締結しております。
- (ロ) 当社は会計監査人との間で、会社法第427条第1項および定款の規定にもとづき、会社法第423条第1項の責任を、3,200万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

内部監査および監査役監査

1) 内部監査および監査役監査の組織、人員及び手続

内部監査は、社長直轄の監査室（本報告書提出日現在12名体制）を設置し、年間内部監査計画にもとづき、各部所および関係会社の業務執行状況について、「適法性、妥当性、効率性等」内部統制に関わる監査、コンプライアンス推進状況を監査しております。内部監査の結果は、代表取締役社長、各担当役員および執行役員会に報告するとともに、監査役会にも報告され、監査役監査との連携を図っております。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備と運用状況を把握、評価し、代表取締役社長および監査役会に報告しております。

監査役は本報告書提出日現在4名で、社外監査役（独立役員）2名、社内出身の常勤監査役2名で、社外監査役2名は財務・会計に関する知見を有しております。監査役会は2ヵ月に1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役および監査役会に専任のスタッフ1名を配置しております。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準および監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、取締役の職務執行状況聴取（財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を含む。）、本社および主要な事業所の往査、子会社の調査を実施しております。

なお、社外監査役 小島昇氏は公認会計士資格および税理士資格を有しており、同 東英雄氏は税理士の資格を有しており、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

2) 内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携ならびにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査役は、新日本有限責任監査法人から次の事項について都度報告を受けるとともに、リスク・アプローチ視点での質疑応答、意見交換を行い、連携を図っております。

- (イ) 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備状況、会社法および金融商品取引法に基づく監査計画、監査体制
- (ロ) 監査報酬
- (ハ) 四半期レビュー結果
- (ニ) 会計監査結果（会計監査プロセスの一環として実施する内部統制を含む）
- (ホ) 有価証券報告書および務報告内部統制報告書監査結果

監査役は内部監査部門である監査室と次の事項について都度、リスク・アプローチ視点での情報交換を行い、連携を図っております。

- (イ) 監査役と監査室のそれぞれの監査計画
- (ロ) 監査室が実施した各部所および関係会社の業務執行状況についての「適法性、妥当性、効率性等」内部統制に関する監査結果、コンプライアンス推進状況に関する監査結果
- (ハ) 監査室が実施した金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備・運用状況および評価結果
- (ニ) 監査役の業務監査の一環として行う財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況の監査結果

さらに、代表取締役との定例意見交換会を年2回実施し、監視機能の実効性向上に努めております。

社外取締役および社外監査役

1) 社外取締役および社外監査役の員数ならびに社外取締役および社外監査役と会社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係

本報告書提出日現在、社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

また、現在の社外取締役の1名に対して、平成18年3月30日開催の第145期定時株主総会の決議に基づき、従来の退職慰労金制度にかえ、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権1,302個(1,302株)を無償で発行しております。同新株予約権は1株当たり行使価格を1円、行使可能期間は平成18年4月1日から平成48年3月31日までの期間内で、当社取締役会において決定するものであります。

2) 社外取締役および社外監査役が会社の企業統治において果たす機能及び役割

取締役会において社外取締役から意見等を受けることにより、経営者の説明責任が果たされ経営の透明性確保が実現できるとともに、各氏の専門分野での豊富な経験・知識を当社の経営に活かされるものと考えております。

社外監査役には、中立的・客観的な立場からの監査とともに、公認会計士、税理士としての豊富な経験・知識に基づく監査機能充実が図られるものと考えております。

社外取締役および社外監査役を中心に構成する指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置することにより、経営の透明性および客観性が高まるものと考えております。

3) 社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針の内容

当社は、経営の監視・監督機能および透明性をより一層高め、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実に資するため、会社法上の要件に加え、当社が定める以下の基準に照らして、当社および当社の関係会社（以下、「当社グループ」という。）と特別な利害関係がなく独立性を確保できる人材を社外取締役および社外監査役（以下、「社外役員」という。）に招聘しており、社外役員5名全員を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出ております。

「社外役員の独立性に係る基準」

1. 現事業年度を含む過去10年間において、就任前に以下のいずれにも該当していないこと。
 - (1) 当社グループの業務執行者（注1）、業務執行を行わない取締役、会計参与（会計参与が法人の場合にはその職務を行うべき社員）
 - (2) 当社グループを主要な取引先（注2）とする者もしくはその業務執行者または当社グループの主要な取引先もしくはその業務執行者
 - (3) 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している大株主またはその業務執行者
 - (4) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者の業務執行者
 - (5) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注3）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
 - (6) 当社グループの業務執行者のうちの重要な者（注4）の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
 - (7) 当社グループとの間で、社外役員の相互就任（注5）の関係にある上場会社の出身者
 - (8) 当社グループから多額の金銭その他の財産（注3）の寄付を受けている者またはその業務執行者
2. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

以上

注1：「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、持分会社の業務を執行する社員（当該社員が法人である場合は、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者）、会社以外の法人・団体の業務を執行する者および会社を含む法人・団体の使用人（従業員等）をいう。

2：「主要な取引先」とは、当社グループとの取引額が、1事業年度につき連結売上高の2%を超えることをいう。

3：「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が1事業年度につき、個人の場合は1,000万円以上、団体の場合は連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。

4：「業務執行者のうちの重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員および部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

5：「社外役員の相互就任」とは、当社グループの出身者が現任の社外役員をつとめている上場会社から、当社に社外役員を迎え入れることをいう。

4) 社外取締役及び社外監査役の選任状況

社外取締役

氏名	主な職業	選任の理由
山田 秀雄	弁護士	弁護士としての豊富な経験・知識に加え、他社の社外取締役および社外監査役の経験を有するとともに、当社の取締役会において積極にご発言いただき、当社の社外取締役として業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていただいております。当社経営の透明性を向上させるとともに取締役会の監督機能を強化するため、同氏が有するコンプライアンス等に関する高度な識見が必要であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
内田 和成	大学教授	経営コンサルティング会社の日本代表としての経営経験に加え、他社の社外取締役および社外監査役の経験を有するとともに、当社の取締役会において積極にご発言いただき、当社の社外取締役として業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていただいております。当社経営の透明性を向上させるとともに取締役会の監督機能を強化するため、同氏が有する高度な経営判断ノウハウが必要であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
白石 隆	大学教授	会社の取締役または監査役等として経営に関与されておられません。国立大学法人の学長としての経営経験に加え、日本貿易振興機構のアジア経済研究所長も歴任され、アジアの政治・経済・社会等の幅広い領域に精通しております。当社経営の透明性を向上させるとともに取締役会の監督機能を強化するため、同氏が有する高度な経営判断ノウハウが必要であると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

社外監査役

氏名	主な職業	選任の理由
小島 昇	公認会計士、税理士	公認会計士および税理士として培った会計、税務に関する知識をお持ちであるとともに、他社での社外監査役としての経験を有していることから、これらの知識・経験を当社の監査体制に活かしていただくためであります。
東 英雄	税理士	税務および財務に精通した専門知識と行政機関の要職を歴任された経験を有していることから、これらの知識・経験を当社の監査体制に活かしていただくためであります。

5) 社外取締役及び社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役全員は、代表取締役社長との定期的（原則として月1回）な情報交換を実施し、経営姿勢理解及び経営の監督・監視機能の実効性向上を図っております。

社外監査役は監査役会構成員として内部監査及び会計監査人と連携いたしております（前述の「内部監査及び監査役監査 2）内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係」ご参照）。また、代表取締役と監査役会の定例意見交換（2回/年）により、代表取締役の経営姿勢の確認とともに、当社グループが対処すべき課題やリスク、監査上の重要課題等について意見交換し、監査の実効性向上を図っております。

役員の報酬等

< 取締役および監査役の報酬等に係る方針の決定およびその方針の内容 >

(1) 方針

役員報酬は、株主総会で決議された役員報酬額の範囲内で、取締役会が報酬諮問委員会に諮問し、その答申結果をもとに、取締役会で決定する。

社外取締役および監査役を除く業務執行役員の報酬は、月次固定報酬と業績連動報酬（賞与、株式報酬）で構成する。報酬水準は、外部専門機関の調査データを参考として客観的なベンチマークを行い、役員の役割・責務毎に設定する。

役員報酬が、中長期的な企業価値向上への健全で適切なインセンティブになるよう、業績連動比率や自社株報酬の割合等については、必要に応じて適宜見直しを行う。

(2) 方針の内容

1) 業務執行役員（社外取締役および監査役を除く役員）

(イ) 月次固定報酬および業績や株価に連動する業績連動報酬で構成する。

(ロ) 月次固定報酬は定額制とする。月次固定報酬の水準は、他社水準を考慮して設定する。また、年1回、業務執行機能、経営監督機能の発揮度に応じ査定し加減算する。

(ハ) 業績連動報酬は、賞与および平成18年3月30日開催の第145期定時株主総会でご承認をいただき退職慰労金にかえて導入した株式報酬型ストックオプションで構成する。

賞与は、過去の支払実績および他社事例を考慮して、当該事業年度に係る連結経常利益の1.0%の50%と親会社株主に帰属する当期純利益の1.5%の50%との合計額(万円未満は切り捨て)を各取締役に配分することとし、その上限額を2億円とする。

ただし、連結経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失の場合の当該損失は、利益額を0として算出する。

2) 業務執行しない役員（社外取締役及び監査役）

(イ) 月次固定報酬のみとする。

(ロ) 月次固定報酬は定額制とする。月次固定報酬の水準は、他社水準を考慮して設定する。

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	548	194	43	199	110	9
監査役 (社外監査役を除く。)	52	52				2
社外役員	48	48				5

- 1) 上記には、平成28年3月30日開催の第155期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名(うち社外取締役1名)に対する固定報酬およびストックオプションを含んでおります。
- 2) 平成28年3月30日開催の第155期定時株主総会の決議にもとづき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して110百万円支給しております。
- 3) 使用人兼務取締役はおりません。
- 4) 業績連動報酬の賞与は、上記に記載の方式により当事業年度の連結経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益をもとに算出し確定した金額であります。また、ストックオプションは、当期に株式報酬型ストックオプション(新株予約権)として費用計上した金額であります。
- 5) 取締役の固定報酬額は、平成19年3月29日開催の第146期定時株主総会において、1事業年度につき330百万円以内と決議されております。
- 6) 監査役の固定報酬額は、平成19年3月29日開催の第146期定時株主総会において、1事業年度につき90百万円以内と決議されております。
- 7) 株式報酬型ストックオプションとして取締役に支払う報酬額は、平成19年3月29日開催の第146期定時株主総会において、年額70百万円以内と決議されております。
- 8) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

<平成29年12月期の取締役および監査役の報酬等に係る方針の決定およびその方針の内容>

(1) 方針

平成28年12月期より変更ありません。

(2) 方針の内容

1) 業務執行役員(社外取締役および監査役を除く役員)

(イ) 月次固定報酬および業績や株価に連動する業績連動報酬で構成する。

(ロ) 月次固定報酬は定額制とする。月次固定報酬の水準は、他社水準を考慮して設定する。また、年1回、業務執行機能、経営監督機能の発揮度に応じ査定し加減算する。

(ハ) 業績連動報酬は、賞与および平成29年3月30日開催の第156期定時株主総会でご承認いただき導入した業績連動型株式報酬で構成する。

(ニ) 役員報酬に占める各報酬の割合は、基本報酬である固定報酬比率50%、業績連動比率50%(内、賞与30%、株式報酬20%)を目安とする。

(ホ) 賞与は、過去の支払実績および他社事例を考慮して、当該事業年度に係る連結経常利益の0.5%の50%と親会社株主に帰属する当期純利益の0.75%の50%との合計額(万円未満は切り捨て)を各取締役に配分することとし、その上限額を2億5,000万円とする。ただし、上記のそれぞれの利益が損失の場合、利益額を0として算出する。

(ヘ) 業績連動型株式報酬は、毎事業年度に付与する「固定部分」と、中期経営計画対象期間中の毎事業年度の業績目標達成度に応じて付与する「業績連動部分」で構成し、「固定部分」と「業績連動部分」との割合は、役位別に定める株式報酬基準額のそれぞれ1/2とする。

2) 業務執行しない役員(社外取締役及び監査役)

(イ) 月次固定報酬のみとする。

(ロ) 月次固定報酬は定額制とする。月次固定報酬の水準は、他社水準を考慮して設定する。

<平成29年12月期に係る取締役および監査役の固定報酬>

- 1) 取締役の固定報酬額は、平成29年3月30日開催の第156期定時株主総会において、1事業年度につき300百万円以内と決議されております。
- 2) 監査役の固定報酬額は、平成29年3月30日開催の第156期定時株主総会において、1事業年度につき110百万円以内と決議されております。

<平成29年12月期の業績に係る役員賞与の算定方法>

役員賞与は、下記の方法に基づき算定の上、支給額を確定し支払います。

1) 支給対象役員

法人税法第34条第1項第3号に定める「業務執行役員」である取締役のみを対象とし、社外取締役及び監査役には支給しない。

2) 総支給額

当該事業年度に係る連結経常利益の0.5%の50%と親会社株主に帰属する当期純利益の0.75%の50%との合計額（万円未満は切り捨て）を総支給額とし、その上限額を2億5,000万円とする。

ただし、上記のそれぞれの利益が損失の場合、利益額を0として算出する。

3) 個別支給額

上記2)に基づき計算された総支給額を、役位ごとに定めた下記ポイントに役位ごとの当該事業年度末現在在任する取締役員数を乗じた数の総和で除して、ポイント単価を算出する。

各取締役への個別支給額は、役位ごとに定めたポイントにポイント単価を乗じて算出する。

（万円未満は切り捨て）

役位	ポイント	員数	ポイント計
会長・社長執行役員	3.000	1	3.000
副社長執行役員	2.100	0	0.000
専務執行役員	1.700	1	1.700
常務執行役員	1.400	1	1.400
上席執行役員	1.100	3	3.300
執行役員	1.000	0	0.000
合計		6	9.400

上記は平成29年3月30日開催の第156期定時株主総会終了後の取締役の員数で計算しています。

□ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)			
				基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金
藤重 貞慶	129	取締役	提出会社	15	3		110
濱 逸夫	131	取締役	提出会社	64	12	54	

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

八 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 95銘柄

貸借対照表計上額の合計額 17,338百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
サハパタナピブル パブリックカンパニーリミテッド	32,188,333	4,004	当社グループの海外事業に掛かる業務の円滑な推進
(株)あらた	721,531	1,873	当社グループの営業取引に掛かる業務の円滑な推進
サハパタナ インターホールディング パブリックカンパニーリミテッド	10,000,000	808	当社グループの海外事業に掛かる業務の円滑な推進
(株)東京放送ホールディングス	327,200	631	当社グループの広告宣伝に掛かる業務の円滑な推進
高砂香料工業(株)	201,002	584	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
三井化学(株)	1,013,000	549	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
大日精化工業(株)	918,400	521	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
(株)フジ・メディア・ ホールディングス	356,400	510	当社グループの広告宣伝に掛かる業務の円滑な推進
レンゴー(株)	913,000	472	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
(株)ツルハホールディングス	40,000	420	当社グループの営業取引に掛かる業務の円滑な推進
稲畑産業(株)	342,000	420	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
インテージホールディングス(株)	244,400	417	当社グループの営業取引に掛かる業務の円滑な推進
丸全昭和運輸(株)	945,000	408	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
大日本印刷(株)	309,000	372	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
(株)ファミリーマート	63,567	358	当社グループの営業取引に掛かる業務の円滑な推進
日本通運(株)	584,000	334	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
日本管財(株)	157,200	301	当社グループの設備管理関係業務の円滑な推進
長谷川香料(株)	176,900	277	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
(株)サンドラッグ	34,560	270	当社グループの営業取引に掛かる業務の円滑な推進
住友化学(株)	332,000	232	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進

みなし保有株式（信託財産として保有し議決権行使権限のあるもの）

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャルグループ	5,827,000	4,411	退職給付信託として保有
(株)みずほフィナンシャルグループ	7,636,523	1,859	退職給付信託として保有
(株)セブン & アイホールディングス	320,139	1,776	退職給付信託として保有
(株)PALTAC	606,900	1,311	退職給付信託として保有
日油(株)	1,261,084	1,179	退職給付信託として保有
東洋製罐グループホールディングス(株)	477,010	1,078	退職給付信託として保有
凸版印刷(株)	918,224	1,027	退職給付信託として保有
旭化成(株)	1,123,359	924	退職給付信託として保有
ダイキン工業(株)	100,000	890	退職給付信託として保有
(株)日本触媒	93,400	791	退職給付信託として保有

- (注) 1 特定投資株式の日本通運(株)、日本管財(株)、長谷川香料(株)、(株)サンドラッグ、住友化学(株)は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ですが、特定投資株式とみなし保有株式を合わせて上位30銘柄について記載しております。
- 2 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
サハパタナピブル パブリックカンパニーリミテッド	32,188,333	4,640	当社グループの海外事業に掛かる 業務の円滑な推進
(株)あらた	721,531	1,910	当社グループの営業取引に掛かる 業務の円滑な推進
サハパタナ インターホールディング パブリックカンパニーリミテッド	10,000,000	1,069	当社グループの海外事業に掛かる 業務の円滑な推進
高砂香料工業(株)	201,002	621	当社グループの商品に掛かる業務 の円滑な推進
(株)東京放送ホールディングス	327,200	611	当社グループの広告宣伝に掛かる 業務の円滑な推進
(株)フジ・メディア・ ホールディングス	356,400	583	当社グループの広告宣伝に掛かる 業務の円滑な推進
レンゴ(株)	913,000	580	当社グループの商品に掛かる業務 の円滑な推進
大日精化工業(株)	918,400	578	当社グループの商品に掛かる業務 の円滑な推進
三井化学(株)	1,013,000	531	当社グループの商品に掛かる業務 の円滑な推進
(株)ユニー・ファミリーマートホール ディングス	63,567	494	当社グループの営業取引に掛かる 業務の円滑な推進
インテージホールディングス(株)	244,400	483	当社グループの営業取引に掛かる 業務の円滑な推進
(株)ツルハホールディングス	40,000	444	当社グループの営業取引に掛かる 業務の円滑な推進
稲畑産業(株)	342,000	440	当社グループの商品に掛かる業務 の円滑な推進
丸全昭和運輸(株)	945,000	430	当社グループの商品に掛かる業務 の円滑な推進
日本通運(株)	584,000	367	当社グループの商品に掛かる業務 の円滑な推進
大日本印刷(株)	309,000	356	当社グループの商品に掛かる業務 の円滑な推進
長谷川香料(株)	176,900	344	当社グループの商品に掛かる業務 の円滑な推進
日本管財(株)	157,200	285	当社グループの設備管理関係業務 の円滑な推進
(株)サンドラッグ	34,560	279	当社グループの営業取引に掛かる 業務の円滑な推進
四国化成工業(株)	200,215	212	当社グループの商品に掛かる業務 の円滑な推進

みなし保有株式（信託財産として保有し議決権行使権限のあるもの）

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャルグループ	5,827,000	4,196	退職給付信託として保有
(株)PALTAC	606,900	1,676	退職給付信託として保有
(株)みずほフィナンシャルグループ	7,636,523	1,602	退職給付信託として保有
(株)セブン & アイホールディングス	320,139	1,425	退職給付信託として保有
日油(株)	1,261,084	1,418	退職給付信託として保有
旭化成(株)	1,123,359	1,145	退職給付信託として保有
ダイキン工業(株)	100,000	1,073	退職給付信託として保有
東洋製罐グループホールディングス(株)	477,010	1,040	退職給付信託として保有
凸版印刷(株)	918,224	1,024	退職給付信託として保有
大成建設(株)	850,000	695	退職給付信託として保有

- (注) 1 特定投資株式の日本管財(株)、(株)サンドラッグ、四国化成工業(株)は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ですが、特定投資株式とみなし保有株式を合わせて上位30銘柄について記載しております。
- 2 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

八 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

また、同法人が内部統制報告書の監査も行っております。

当期において業務を執行した公認会計士及び監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
 - 指定有限責任社員 業務執行社員：向井 誠
 - 指定有限責任社員 業務執行社員：中村 裕輔
 - 指定有限責任社員 業務執行社員：伊東 朋
- ・監査業務に係る補助者の構成
 - 公認会計士 17名 その他 33名

その他

- 1) 当社は、平成18年3月30日開催の第145期定時株主総会の決議により、取締役は11名以内とする旨を定款に定めております。
- 2) 当社は、平成18年3月30日開催の第145期定時株主総会の決議により、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、自己株式の取得、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議により定めることができる旨及び同条第1項第2号から第4号までに掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない旨を定款に定めております。
- 3) 当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。ただし社外取締役は除く。）並びに監査役（監査役であった者を含む。ただし社外監査役は除く。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。
- 4) 取締役の選任の決議は、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う旨並びに取締役の選任決議は累積投票によらない旨定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	85	8	85	14
連結子会社	28		25	
計	113	8	110	14

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、国際財務報告基準（IFRS）への移行等に係る助言業務の対価を支払っております。

(当連結会計年度)

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、国際財務報告基準（IFRS）への移行等に係る助言業務の対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

該当する事項はありませんが、監査日数、業務の内容等を勘案した上で決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)及び第156期事業年度(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表については新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正な開示を行うため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等が主催するセミナーへの参加を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)		当連結会計年度 (平成28年12月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	2	18,584	2	17,879
受取手形及び売掛金	4	58,655	4	60,293
有価証券		45,919		61,007
商品及び製品		24,233		26,120
仕掛品		3,169		2,863
原材料及び貯蔵品		10,151		10,742
繰延税金資産		3,555		4,161
その他		2,659		2,465
貸倒引当金		98		64
流動資産合計		166,830		185,469
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物	2	76,604	2	75,327
減価償却累計額		50,601		50,551
建物及び構築物（純額）		26,002		24,776
機械装置及び運搬具	2	134,266	2	120,119
減価償却累計額		114,308		100,987
機械装置及び運搬具（純額）		19,957		19,132
土地		24,317		23,949
リース資産		508		321
減価償却累計額		189		141
リース資産（純額）		318		180
建設仮勘定		1,244		2,705
その他		22,918		23,868
減価償却累計額		19,698		20,210
その他（純額）		3,219		3,657
有形固定資産合計		75,060		74,402
無形固定資産				
のれん		263		182
商標権		4,428		1,658
その他		1,228		981
無形固定資産合計		5,921		2,822
投資その他の資産				
投資有価証券	1	21,116	1	24,025
長期貸付金		30		28
退職給付に係る資産		9,235		7,973
繰延税金資産		2,947		2,581
その他		1,507		1,291
貸倒引当金		215		84
投資その他の資産合計		34,622		35,815
固定資産合計		115,603		113,040
資産合計		282,434		298,510

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,4 49,620	2,4 50,947
短期借入金	9,772	4,244
1年内返済予定の長期借入金	226	260
未払金及び未払費用	2 47,521	2 51,979
未払法人税等	4,614	4,677
賞与引当金	2,992	3,792
返品調整引当金	447	382
販売促進引当金	2,491	2,974
役員賞与引当金	336	387
その他	3,224	3,793
流動負債合計	121,247	123,440
固定負債		
新株予約権付社債	2,426	-
長期借入金	2,082	1,690
役員退職慰労引当金	414	287
退職給付に係る負債	8,751	10,446
資産除去債務	346	337
その他	4,434	4,428
固定負債合計	18,455	17,190
負債合計	139,703	140,630
純資産の部		
株主資本		
資本金	34,433	34,433
資本剰余金	34,029	34,508
利益剰余金	69,414	82,479
自己株式	6,800	4,778
株主資本合計	131,077	146,642
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,983	7,429
繰延ヘッジ損益	0	12
為替換算調整勘定	1,748	445
退職給付に係る調整累計額	4,356	5,246
その他の包括利益累計額合計	3,375	2,640
新株予約権	403	218
非支配株主持分	7,873	8,377
純資産合計	142,730	157,879
負債純資産合計	282,434	298,510

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)
売上高	378,659	395,606
売上原価	162,510	162,054
売上総利益	216,148	233,551
返品調整引当金繰入額	439	377
返品調整引当金戻入額	514	438
差引売上総利益	216,223	233,613
販売費及び一般管理費		
販売手数料	8,198	8,623
販売促進引当金繰入額	1,618	2,060
販売促進費	87,380	90,107
運送費及び保管費	17,011	17,829
広告宣伝費	26,222	30,976
給料及び手当	14,721	14,721
役員退職慰労引当金繰入額	50	30
退職給付費用	2,255	2,003
減価償却費	3,875	3,767
のれん償却額	81	81
研究開発費	1 9,808	1 10,084
役員賞与引当金繰入額	325	380
その他	28,300	28,444
販売費及び一般管理費合計	199,848	209,110
営業利益	16,374	24,502
営業外収益		
受取利息	146	149
受取配当金	678	412
持分法による投資利益	752	725
受取ロイヤリティー	276	225
為替差益	90	200
その他	510	573
営業外収益合計	2,454	2,286
営業外費用		
支払利息	429	276
社債利息	119	9
たな卸資産処分損	85	100
その他	95	112
営業外費用合計	729	498
経常利益	18,099	26,290

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	
特別利益				
固定資産処分益	2	629		-
退職給付信託設定益		6,736		-
投資有価証券売却益		210		31
その他		346		-
特別利益合計		7,923		31
特別損失				
固定資産処分損	3	1,897	3	542
減損損失	4	4,479	4	1,114
関係会社整理損		-	5	351
厚生年金基金解散損失		-		277
段階取得に係る差損		178		-
投資有価証券評価損		15		-
その他		64		-
特別損失合計		6,635		2,286
税金等調整前当期純利益		19,387		24,035
法人税、住民税及び事業税		5,896		7,319
法人税等調整額		1,485		684
法人税等合計		7,382		6,634
当期純利益		12,005		17,400
非支配株主に帰属する当期純利益		1,324		1,449
親会社株主に帰属する当期純利益		10,680		15,951

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
当期純利益	12,005	17,400
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,953	1,270
繰延ヘッジ損益	0	12
為替換算調整勘定	1,500	1,548
退職給付に係る調整額	1,460	890
持分法適用会社に対する持分相当額	532	47
その他の包括利益合計	1 2,525	1 1,108
包括利益	9,479	16,292
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	8,622	15,216
非支配株主に係る包括利益	857	1,076

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	34,433	31,499	66,095	16,827	115,201
会計方針の変更による累積的影響額			4,680		4,680
会計方針の変更を反映した当期首残高	34,433	31,499	61,415	16,827	110,520
当期変動額					
剰余金の配当			2,681		2,681
親会社株主に帰属する当期純利益			10,680		10,680
自己株式の取得				141	141
自己株式の処分		2,529		10,169	12,699
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	2,529	7,999	10,027	20,556
当期末残高	34,433	34,029	69,414	6,800	131,077

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	7,912	0	3,339	5,816	5,434	910	5,888	127,434
会計方針の変更による累積的影響額								4,680
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,912	0	3,339	5,816	5,434	910	5,888	122,754
当期変動額								
剰余金の配当								2,681
親会社株主に帰属する当期純利益								10,680
自己株式の取得								141
自己株式の処分								12,699
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,928	0	1,590	1,460	2,058	506	1,985	579
当期変動額合計	1,928	0	1,590	1,460	2,058	506	1,985	19,976
当期末残高	5,983	0	1,748	4,356	3,375	403	7,873	142,730

当連結会計年度(自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	34,433	34,029	69,414	6,800	131,077
会計方針の変更による累積的影響額					-
会計方針の変更を反映した当期首残高	34,433	34,029	69,414	6,800	131,077
当期変動額					
剰余金の配当			2,886		2,886
親会社株主に帰属する当期純利益			15,951		15,951
自己株式の取得				191	191
自己株式の処分		478		2,212	2,691
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	478	13,064	2,021	15,564
当期末残高	34,433	34,508	82,479	4,778	146,642

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	5,983	0	1,748	4,356	3,375	403	7,873	142,730
会計方針の変更による累積的影響額								-
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,983	0	1,748	4,356	3,375	403	7,873	142,730
当期変動額								
剰余金の配当								2,886
親会社株主に帰属する当期純利益								15,951
自己株式の取得								191
自己株式の処分								2,691
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,445	12	1,303	890	735	184	503	416
当期変動額合計	1,445	12	1,303	890	735	184	503	15,148
当期末残高	7,429	12	445	5,246	2,640	218	8,377	157,879

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	19,387	24,035
減価償却費	11,166	10,244
減損損失	4,479	1,114
賞与引当金の増減額 (は減少)	339	832
退職給付に係る資産及び負債の増減額 (は減少)	4,826	1,765
退職給付信託設定損益 (は益)	6,736	-
受取利息及び受取配当金	824	561
支払利息	429	276
社債利息	119	9
固定資産処分損益 (は益)	1,267	542
投資有価証券売却損益 (は益)	210	31
投資有価証券評価損益 (は益)	15	-
持分法による投資損益 (は益)	752	725
段階取得に係る差損益 (は益)	178	-
売上債権の増減額 (は増加)	2,302	2,456
たな卸資産の増減額 (は増加)	2,078	2,968
仕入債務の増減額 (は減少)	2,131	1,769
未払金及び未払費用の増減額 (は減少)	2,111	4,527
その他の流動負債の増減額 (は減少)	201	850
その他の流動資産の増減額 (は増加)	538	456
その他	7,204	549
小計	39,523	39,320
利息及び配当金の受取額	1,073	709
利息の支払額	436	264
法人税等の支払額	4,620	7,495
営業活動によるキャッシュ・フロー	35,539	32,269
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額 (は増加)	1,052	2,099
有形固定資産の取得による支出	9,334	8,945
有形固定資産の売却による収入	787	51
無形固定資産の取得による支出	160	260
投資有価証券の取得による支出	144	146
投資有価証券の売却による収入	553	81
貸付けによる支出	9	1
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	2 351	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	183
関係会社株式の取得による支出	-	483
その他	69	57
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,974	7,845

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	6,273	1,517
短期借入金の返済による支出	7,702	4,794
長期借入金の返済による支出	116	214
自己株式の取得による支出	141	191
自己株式の処分による収入	0	0
配当金の支払額	2,660	2,889
非支配株主への配当金の支払額	634	727
その他	81	137
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,062	7,437
現金及び現金同等物に係る換算差額	374	526
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	23,128	16,461
現金及び現金同等物の期首残高	38,150	61,278
現金及び現金同等物の期末残高	1 61,278	1 77,739

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社は25社であります。

連結子会社名は、「第1 企業の概況」の4 関係会社の状況に記載しているため省略しました。

ピアスライオン(株)の当社保有株式全てを合弁相手先であるピアス・プロダクツ・マニファクチャリング・コーポレーションに譲渡し、合弁契約を解消したことに伴い、当連結会計年度において、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社は2社であります。

タイシリケイトケミカルズ(株)他1社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の連結財務諸表に与える影響が軽微なため連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社は1社であります。

非連結子会社の名称

タイシリケイトケミカルズ(株)

(2) 持分法を適用した関連会社は4社であります。

主要な会社等の名称

出光ライオンコンポジット(株)

当連結会計年度より、プラネット物流(株)は解散したため、持分法の適用の範囲から除外しております。

当連結会計年度より、(株)ジャパンリテールイノベーションの株式の一部を取得し、持分法の適用の範囲に含めております。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

出光ライオンコンポジット(香港)(株)

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

(4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該持分法適用会社の事業年度にかかる財務諸表を基礎として持分法を適用しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日(連結決算日)であります。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a 満期保有目的の債券...償却原価法(定額法)

b その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

デリバティブ.....時価法

たな卸資産

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

原則として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年~50年

機械装置及び運搬具 8年、9年、20年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

提出会社及び国内連結子会社においては、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

返品調整引当金

商品・製品の当連結会計年度末日後の返品に備えるため、返品による損失見込額を計上しております。

販売促進引当金

当連結会計年度の売上ににかかわる割戻金等の将来の支払いに充てるため、代理店・販売店への当連結会計年度の売上ににかかわる割戻金等の支払見積額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

一部連結子会社の役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により発生年度から費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金の金利
通貨スワップ	借入金

ヘッジ方針

主として社内管理制度に基づき、提出会社経理部及び各子会社管理部門にて為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、合理的に見積り可能なものはその見積り年数（5年）で均等償却し、重要性の乏しいものについては発生時に償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については連結財務諸表の組替えを行っております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響額はありません。

(たな卸資産の評価方法の変更)

当社グループの商品・製品のたな卸資産の評価方法については、従来、主として先入先出法による原価法を採用していましたが、Vision 2020の実現に向け推進している「海外事業の量的成長」に基づき、2015年9月にサザンライオン有限公司を連結子会社化するなどにより連結財務諸表に占める海外子会社の構成比が増加していることを契機として、当社グループのたな卸資産の評価方法を検討した結果、連結グループとしての会計方針を海外子会社の採用している会計方針に統一することがより適切であると判断し、当連結会計年度より親会社及び一部国内子会社において、移動平均法による原価法に変更しております。

なお、この変更による影響は軽微であり、遡及適用は行っておりません。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1)概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い

(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件

(分類2)に該当する企業におけるスケジュールリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2)適用予定日

平成29年12月期の期首より適用予定です。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

(連結貸借対照表関係)

- 1 非連結子会社及び関連会社に関するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
投資有価証券(株式)	3,854百万円	4,968百万円

- 2 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
現金及び預金	49百万円	47百万円
建物及び構築物	1,491百万円	1,403百万円
機械装置及び運搬具	613百万円	676百万円
計	2,154百万円	2,127百万円

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
支払手形及び買掛金他	108百万円	251百万円
計	108百万円	251百万円

- 3 偶発債務

保証債務

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
ピーティールイオンウイングス 従業員	2,868百万円 150百万円	2,587百万円 150百万円
計	3,018百万円	2,738百万円

(注) 上記保証債務は、保証先の借入金に対するものであります。

前連結会計年度の保証債務3,018百万円のうち1,434百万円については、当社の保証に対し他者から再保証を受けております。

当連結会計年度の保証債務2,738百万円のうち1,293百万円については、当社の保証に対し他者から再保証を受けております。

- 4 連結会計年度末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。したがって、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次のとおり連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
受取手形	1,114百万円	1,056百万円
支払手形	2,868百万円	3,220百万円

(連結損益計算書関係)

- 1 前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

一般管理費に含まれる研究開発費は、9,808百万円であります。なお、当期製造費用に含まれる研究開発費はありません。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

一般管理費に含まれる研究開発費は、10,084百万円であります。なお、当期製造費用に含まれる研究開発費はありません。

2 このうち主なものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
建物及び構築物売却益	453百万円	

3 このうち主なものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
建物及び構築物処分損	169百万円	42百万円
機械装置及び運搬具処分損	58百万円	48百万円
撤去費等	1,633百万円	433百万円

4 前連結会計年度(自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)

資産のグルーピング

当社グループの事業用資産につきましては、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位を、事業部毎の資産を基礎としてグルーピングを行っております。遊休資産につきましては、個々の資産で判定を行っております。

具体的な減損損失

のグルーピングをもとに、当連結会計年度において、当グループは4,479百万円の減損損失を計上しており、このうち重要な減損損失は以下のとおりであります。

連結子会社であるライオンエコケミカルズ有限公司については、原油価格下落の影響等により事業の収益性が悪化したため、当該子会社が所有している資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失3,829百万円を計上しております。

当社の千葉工場については、洗濯用洗剤の生産体制の見直しの一環として粉末洗剤製造設備を撤去することに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失288百万円を計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しており、正味売却価額については備忘価額により算定し、使用価値については将来キャッシュ・フローを4.0%で割り引いて算定しております。

場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)
マレーシア ジョホール州	事業用資産	機械及び装置等	3,829
千葉県 市原市	事業用資産	機械及び装置等	288

当連結会計年度(自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)

資産のグルーピング

当社グループの事業用資産につきましては、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位を、事業部毎の資産を基礎としてグルーピングを行っております。遊休資産につきましては、個々の資産で判定を行っております。

具体的な減損損失

のグルーピングをもとに、当連結会計年度において、当グループは1,114百万円の減損損失を計上しており、このうち重要な減損損失は以下のとおりであります。

連結子会社である獅王日用化工(青島)有限公司については、事業の収益性が悪化したため、当該子会社が所有している資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失558百万円を計上しております。

大阪オフィスビルについては、老朽化に伴い取壊が決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失449百万円を計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しており、正味売却価額については備忘価額により算定し、使用価値については将来キャッシュ・フローを11.5%で割り引いて算定しております。

場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)
中華人民共和国 山東省青島市	事業用資産	機械及び装置等	558
大阪府 大阪市	事業用資産	建物及び構築物等	449

5 当連結会計年度(自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)

当社の連結子会社であるライオン・フィールド・マーケティング株式会社の解散及びピアレスライオン株式会社の合弁契約解消に伴う損失であります。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	3,423百万円	1,633百万円
組替調整額	6,807百万円	31百万円
税効果調整前	3,384百万円	1,601百万円
税効果額	1,430百万円	331百万円
その他有価証券評価差額金	1,953百万円	1,270百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	0百万円	18百万円
税効果調整前	0百万円	18百万円
税効果額	0百万円	5百万円
繰延ヘッジ損益	0百万円	12百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	1,865百万円	1,767百万円
組替調整額	365百万円	218百万円
為替換算調整勘定	1,500百万円	1,548百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	1,352百万円	2,387百万円
組替調整額	1,245百万円	1,262百万円
税効果調整前	2,598百万円	1,125百万円
税効果額	1,137百万円	234百万円
退職給付に係る調整額	1,460百万円	890百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	532百万円	47百万円
その他の包括利益合計	2,525百万円	1,108百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	299,115,346			299,115,346

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	31,001,366	140,104	18,671,722	12,469,748

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取り請求による増加 140,104株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増し請求による減少 1,523株

ストックオプションの行使による減少 69,010株

転換社債型新株予約権付社債の転換による減少 18,601,189株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(百万円)	
			当連結会計年度期首	増加	減少		当連結会計年度末
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権					294	
	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	22,321,428		18,601,189	3,720,238	109
合計			22,321,428		18,601,189	3,720,238	403

(注)1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は転換によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年2月10日取締役会	普通株式	1,340	5.00	平成26年12月31日	平成27年3月4日
平成27年8月5日取締役会	普通株式	1,340	5.00	平成27年6月30日	平成27年9月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年2月10日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,433	5.00	平成27年12月31日	平成28年3月4日

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	299,115,346			299,115,346

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	12,469,748	122,021	4,040,557	8,551,212

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取り請求による増加 122,021株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増し請求による減少 412株

ストックオプションの行使による減少 319,908株

転換社債型新株予約権付社債の転換による減少 3,720,237株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権					218
	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	3,720,238		3,720,238	
合計			3,720,238		3,720,238	218

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年2月10日取締役会	普通株式	1,433	5.00	平成27年12月31日	平成28年3月4日
平成28年8月3日取締役会	普通株式	1,453	5.00	平成28年6月30日	平成28年9月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年2月10日取締役会	普通株式	利益剰余金	2,324	8.00	平成28年12月31日	平成29年3月2日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
現金及び預金勘定	18,584百万円	17,879百万円
有価証券勘定	45,919百万円	61,007百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金等	3,224百万円	1,147百万円
現金及び現金同等物	61,278百万円	77,739百万円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

新たにサザンライオン有限公司を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための収入(純増)との関係は次のとおりです。

流動資産	4,488百万円
固定資産	2,571 "
流動負債	3,352 "
固定負債	184 "
非支配株主持分	1,761 "
株式の取得価額	1,761百万円
支配獲得時までの持分法評価額	1,940 "
段階取得に係る差損	178 "
現金及び現金同等物	351 "
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	351百万円

3 重要な非資金取引の内容

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

転換社債型新株予約権付社債(以下、同社債)の転換請求により、同社債が12,123百万円、新株予約権が546百万円、自己株式が10,131百万円それぞれ減少し、資本剰余金が2,538百万円増加しております。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

転換社債型新株予約権付社債(以下、同社債)の転換請求により、同社債が2,435百万円、新株予約権が109百万円、自己株式が2,037百万円それぞれ減少し、資本剰余金が507百万円増加しております。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引(借主側)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2 オペレーティング・リース取引(借主側)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金や有価証券等に限定しており、また資金調達については、運転資金及び設備資金の調達を目的としたものであり、銀行借入、コマーシャルペーパー等により資金調達を行う方針であります。デリバティブについては、外貨建債権債務に係る為替変動リスクや借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、新規取引発生時に顧客の信用状況に関して社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底し、必要に応じて保証金や担保を取得するなどの措置を講じております。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券については、主に事業に関連する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、リスク管理として、定期的に時価の把握、取引先企業の財務状況等の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金については、1年以内の支払期日であります。

短期借入金、長期借入金および新株予約権付社債は主に営業取引にかかる資金調達であります。これら借入金のうち、一部の変動金利であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために金利スワップを利用してあります。また一部の変動金利であり、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替の変動リスクを抑制するために通貨スワップを利用してあります。

未払金、未払費用、未払法人税等については、1年以内の支払期日であります。

なお、デリバティブについては、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしてあります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を適用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次表のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。((注2)参照)

前連結会計年度(平成27年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	18,584	18,584	
(2)受取手形及び売掛金	58,655		
貸倒引当金	98		
	58,557	58,557	
(3)有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	62,592	62,592	
関連会社株式	503	1,572	1,069
	63,096	64,165	1,069
資産計	140,237	141,307	1,069
(4)支払手形及び買掛金	49,620	49,620	
(5)短期借入金	9,772	9,772	
(6)1年内返済予定の長期借入金	226	226	
(7)未払金及び未払費用	47,521	47,521	
(8)未払法人税等	4,614	4,614	
(9)長期借入金	2,082	2,132	50
(10)新株予約権付社債	2,426	2,471	45
負債計	116,264	116,359	95
(11)デリバティブ取引()	(0)	(0)	

()デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

当連結会計年度（平成28年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	17,879	17,879	
(2)受取手形及び売掛金	60,293		
貸倒引当金	64		
	60,229	60,229	
(3)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	79,434	79,434	
関連会社株式	568	2,024	1,455
	80,002	81,458	1,455
資産計	158,111	159,567	1,455
(4)支払手形及び買掛金	50,947	50,947	
(5)短期借入金	4,244	4,244	
(6)1年内返済予定の長期借入金	260	260	
(7)未払金及び未払費用	51,979	51,979	
(8)未払法人税等	4,677	4,677	
(9)長期借入金	1,690	1,723	32
負債計	113,800	113,832	32
(10)デリバティブ取引()	18	18	

() デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金ならびに(2)受取手形及び売掛金

これらについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。コマーシャルペーパー、譲渡性預金は、いずれも短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(4)支払手形及び買掛金、(5)短期借入金、(6)1年内返済予定の長期借入金、(7)未払金及び未払費用および

(8)未払法人税等

これらについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

(9)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様に新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理の対象とされているものについては、当該金利スワップ及び通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10)デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(9)参照)

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
子会社株式及び関連会社株式	3,351	4,399
非上場株式	588	580
投資事業有限責任組合出資金		50

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。従って、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成27年12月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	18,584			
受取手形及び売掛金	58,655			
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
譲渡性預金	45,919			
合計	123,159			

当連結会計年度（平成28年12月31日）

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	17,879			
受取手形及び売掛金	60,293			
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 譲渡性預金	61,007			
合計	139,180			

(注4)社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成27年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	9,772					
長期借入金	226	277	277	277	277	971
リース債務	86	72	59	50	14	18
新株予約権付社債				2,500		
合計	10,084	350	337	2,828	291	990

当連結会計年度（平成28年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,244					
長期借入金	260	260	260	260	260	650
リース債務	64	54	46	11	5	0
合計	4,569	314	306	271	265	651

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(平成27年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	15,569	6,940	8,628
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	1,104	1,344	240
譲渡性預金	45,919	45,919	
合計	62,592	54,204	8,388

当連結会計年度(平成28年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	17,666	7,411	10,255
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	759	838	78
譲渡性預金	61,007	61,007	
合計	79,434	69,256	10,177

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	553	210	
合計	553	210	

当連結会計年度(自平成28年1月1日至平成28年12月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	81	31	
合計	81	31	

3 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

前連結会計年度において、有価証券について15百万円(その他有価証券の株式15百万円)減損処理を行っております。

提出会社及び国内連結子会社は、減損処理にあたり、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

- 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成27年12月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	長期借入金	62		(注)1
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	19		0
合計			81		0

(注) 1 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2 為替予約に係る時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成28年12月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	205		18
合計			205		18

(注) 1 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2 為替予約に係る時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成27年12月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	25		(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成28年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

提出会社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。また、従業員の退職等に際して、割増退職金等を支払う場合があります。

主な制度としては、提出会社が加入するライオン企業年金基金があります。また、退職一時金制度は提出会社のほかに12社が有しております。

なお、提出会社においては退職給付信託を設定しております。

一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
退職給付債務の期首残高	65,535	70,892
会計方針の変更による累積的影響額	7,267	
会計方針の変更を反映した期首残高	72,803	70,892
勤務費用	2,077	2,079
利息費用	405	401
数理計算上の差異の発生額	526	2,279
退職給付の支払額	3,867	4,092
厚生年金基金解散損失		164
退職給付債務の期末残高	70,892	71,724

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
年金資産の期首残高	58,050	71,377
期待運用収益	1,031	1,305
数理計算上の差異の発生額	827	108
事業主からの拠出額	15,255	467
退職給付の支払額	3,788	3,790
年金資産の期末残高	71,377	69,251

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	68,654	69,520
年金資産	71,377	69,251
	2,723	269
非積立型制度の退職給付債務	2,238	2,204
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	484	2,473
退職給付に係る負債	8,751	10,446
退職給付に係る資産	9,235	7,973
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	484	2,473

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
勤務費用	2,077	2,079
利息費用	405	401
期待運用収益	1,031	1,305
数理計算上の差異の費用処理額	1,245	1,263
過去勤務費用の費用処理額	1	1
確定給付制度に係る退職給付費用	2,695	2,437

(注) 1. 簡便法を適用した制度を含みます。

2. 上記の退職給付費用以外に、当連結会計年度において厚生年金基金解散損失277百万円を特別損失として計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
過去勤務費用	1	1
数理計算上の差異	2,599	1,124
合計	2,598	1,125

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
未認識過去勤務費用	2	1
未認識数理計算上の差異	6,436	7,560
合計	6,434	7,559

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
	債券	38%
株式	43%	44%
その他	19%	17%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度及び退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度35%、当連結会計年度35%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
	割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%

3 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度181百万円、当連結会計年度170百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
販売費及び一般管理費の 給料及び手当	19百万円	26百万円
販売費及び一般管理費の その他	49百万円	43百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年3月30日	平成19年3月29日	平成20年3月28日	平成21年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役11名、 当社監査役4名、 当社従業員(執行役員)10名	当社取締役(社外取締役除く)9名、 当社従業員(執行役員)10名	当社取締役(社外取締役除く)9名、 当社従業員(執行役員)9名	当社取締役(社外取締役除く)9名
株式の種類及び付与数 (株)(注)1	普通株式 129,753	普通株式 149,619	普通株式 143,771	普通株式 99,781
付与日	平成18年3月31日	平成19年4月16日	平成20年4月15日	平成21年4月15日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)3	(注)5
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成18年4月1日から平成48年3月31日までの期間内、当社取締役会において決定する。	平成19年4月16日から平成49年4月15日までの期間内、当社取締役会において決定する。	平成20年4月15日から平成50年4月14日まで	平成21年4月15日から平成51年4月14日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成21年12月25日	平成22年3月30日	平成22年12月27日	平成23年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員(執行役員)8名	当社取締役(社外取締役除く)8名	当社従業員(執行役員)12名	当社取締役(社外取締役除く)8名
株式の種類及び付与数 (株)(注)1	普通株式 54,890	普通株式 103,778	普通株式 83,238	普通株式 97,575
付与日	平成22年1月13日	平成22年4月15日	平成23年1月13日	平成23年4月18日
権利確定条件	(注)4	(注)5	(注)4	(注)5
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成22年1月13日から平成52年1月12日まで	平成22年4月15日から平成52年4月14日まで	平成23年1月13日から平成53年1月12日まで	平成23年4月18日から平成53年4月17日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成23年12月27日	平成24年3月29日	平成24年12月26日	平成25年3月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、 当社従業員(執行役員)10名	当社取締役(社外取締役除く)8名	当社従業員(執行役員)7名	当社取締役(社外取締役除く)8名
株式の種類及び付与数 (株)(注)1	普通株式 71,392	普通株式 96,418	普通株式 47,257	普通株式 99,716
付与日	平成24年1月12日	平成24年4月17日	平成25年1月15日	平成25年4月15日
権利確定条件	(注)3	(注)5	(注)4	(注)5
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成24年1月12日から平成54年1月11日まで	平成24年4月17日から平成54年4月16日まで	平成25年1月15日から平成55年1月14日まで	平成25年4月15日から平成55年4月14日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成25年12月25日	平成26年 3月28日	平成26年12月25日	平成27年 3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名、 当社従業員(執行役員) 8名	当社取締役(社外取締役除く) 8名	当社従業員(執行役員) 7名	当社取締役(社外取締役除く) 8名
株式の種類及び付与数(株)(注)1	普通株式 41,576	普通株式 82,672	普通株式 34,762	普通株式 73,062
付与日	平成26年 1月14日	平成26年 4月15日	平成27年 1月13日	平成27年 4月13日
権利確定条件	(注) 3	(注) 5	(注) 4	(注) 5
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年 1月14日から平成26年 1月13日まで	平成26年 4月15日から平成26年 4月14日まで	平成27年 1月13日から平成27年 1月12日まで	平成27年 4月13日から平成27年 4月12日まで

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年12月25日	平成28年 3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員(執行役員)11名	当社取締役(社外取締役除く) 6名
株式の種類及び付与数(株)(注)1	普通株式 29,447	普通株式 30,892
付与日	平成28年 1月12日	平成28年 4月18日
権利確定条件	(注) 4	(注) 5
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年 1月12日から平成28年 1月11日まで	平成28年 4月18日から平成28年 4月17日まで

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。
- 2 当社の役員等に就任後1年を経過(死亡退任のときは除く。)し、そのいずれの地位も喪失した日(執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日とする。)の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- 3 取締役
当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。
執行役員
当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日または取締役に就任した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中でその地位を喪失した場合同様に、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。
新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び の期間内で当社取締役会において決定する。
この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 4 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日または取締役に就任した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中でその地位を喪失した場合または従業員を退職した場合または取締役に就任した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。
新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び の期間内で当社取締役会において決定する。
この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 5 当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。
新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び の期間内で当社取締役会において決定する。
この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年3月30日	平成19年3月29日	平成20年3月28日	平成21年3月27日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	16,936	18,660	28,619	28,874
権利確定(株)				
権利行使(株)	15,634	18,660	21,416	21,607
失効(株)				
未行使残(株)	1,302		7,203	7,267

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成21年12月25日	平成22年3月30日	平成22年12月27日	平成23年3月30日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	6,587	35,255	13,498	52,731
権利確定(株)				
権利行使(株)	6,587	24,238	6,749	33,126
失効(株)				
未行使残(株)		11,017	6,749	19,605

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成23年12月27日	平成24年3月29日	平成24年12月26日	平成25年3月28日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	16,732	96,418	20,253	99,716
権利確定(株)				
権利行使(株)	6,693	40,138	6,751	41,511
失効(株)				
未行使残(株)	10,039	56,280	13,502	58,205

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成25年12月25日	平成26年 3 月28日	平成26年12月25日	平成27年 3 月27日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	26,396	82,672	34,762	73,062
権利確定(株)				
権利行使(株)	5,608	34,800	4,966	30,755
失効(株)				
未行使残(株)	20,788	47,872	29,796	42,307

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年12月25日	平成28年 3 月30日
権利確定前		
期首(株)		
付与(株)	29,447	30,892
失効(株)		
権利確定(株)	29,447	30,892
未確定残(株)		
権利確定後		
期首(株)		
権利確定(株)	29,447	30,892
権利行使(株)	669	
失効(株)	2,008	
未行使残(株)	26,770	30,892

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年 3 月30日	平成19年 3 月29日	平成20年 3 月28日	平成21年 3 月27日
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	1,355	1,355	1,355	1,355
公正な評価単価(付与日)(円) (注)		654	441	395

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成21年12月25日	平成22年 3 月30日	平成22年12月27日	平成23年 3 月30日
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	1,355	1,355	1,355	1,355
公正な評価単価(付与日)(円) (注)	397	421	388	359

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成23年12月27日	平成24年3月29日	平成24年12月26日	平成25年3月28日
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	1,355	1,355	1,355	1,355
公正な評価単価(付与日)(円) (注)	405	405	378	486

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成25年12月25日	平成26年3月28日	平成26年12月25日	平成27年3月27日
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	1,355	1,355	1,355	1,355
公正な評価単価(付与日)(円) (注)	512	525	557	701

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年12月25日	平成28年3月30日
権利行使価格(円)	1	1
行使時平均株価(円)	1,355	
公正な評価単価(付与日)(円) (注)	963	1,316

(注) 会社法の施行前に付与されたストック・オプションについては記載していません。

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成28年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法

会社名	(a) 提出会社	(b) 提出会社
決議年月日	平成27年12月25日	平成28年3月30日
株価変動性(注) 1	21.7%	23.3%
予想残存期間(注) 2	6年	6年
予想配当(注) 3	10円/株	10円/株
無リスク利率(注) 4	0.015%	0.242%

(注) 1 (a) 6年(平成22年1月12日から平成28年1月12日まで)の株価実績に基づき算定しております。

(b) 6年(平成22年4月18日から平成28年4月18日まで)の株価実績に基づき算定しております。

2 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を使用しております。

3 (a) 平成26年12月期期末及び平成27年12月期中間の配当実績によっております。

(b) 平成27年12月期中間及び平成27年12月期期末の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	23百万円	13百万円
返品調整引当金	147百万円	117百万円
販売促進引当金	963百万円	1,054百万円
退職給付に係る資産及び負債	9,844百万円	9,995百万円
減損損失	3,078百万円	2,768百万円
未払事業税・事業所税	384百万円	379百万円
たな卸資産・固定資産の未実現利益	553百万円	544百万円
その他	4,180百万円	4,219百万円
繰延税金資産小計	19,175百万円	19,092百万円
評価性引当額	3,805百万円	3,152百万円
繰延税金資産合計	15,370百万円	15,940百万円
繰延税金負債		
租税特別措置法における積立金・準備金	1,212百万円	1,128百万円
退職給付信託設定益	5,174百万円	4,868百万円
海外関係会社留保利益の配当に伴う一時差異	856百万円	1,049百万円
資産除去債務	33百万円	5百万円
その他有価証券評価差額金	2,369百万円	2,794百万円
その他	267百万円	278百万円
繰延税金負債合計	9,913百万円	10,124百万円
繰延税金資産純額	5,456百万円	5,815百万円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	3,555百万円	4,161百万円
固定資産 - 繰延税金資産	2,947百万円	2,581百万円
流動負債 - その他	15百万円	16百万円
固定負債 - その他	1,031百万円	910百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	0.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.5%	0.1%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.1%	1.8%
住民税均等割等	0.3%	0.3%
有価証券評価損等スケジューリング不能な項目	0.2%	0.4%
段階取得に係る差損	0.3%	
海外子会社との税率差異	0.8%	3.0%
試験研究費等の特別控除額	2.3%	2.8%
その他	3.0%	1.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.1%	27.6%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成29年1月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年1月1日から平成30年12月31日までのものは30.9%、平成31年1月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は282百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が305百万円、その他有価証券評価差額金額が151百万円、退職給付に係る調整累計額が128百万円それぞれ増加しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品別の事業本部を置き、各事業本部は、取り扱う製品の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。国内の関係会社は、製品・サービスの特性に応じて営業活動を行っております。

海外の関係会社は、独立した経営単位であり、地域の特性に応じて営業活動を行っております。

したがって、当社は、事業本部及び会社を基礎とした製品・サービス別及び地域別のセグメントから構成されており、「一般消費財事業」、「産業用品事業」、「海外事業」の3つの報告セグメントに区分しております。

当社の報告セグメントは、以下のとおりであります。

一般消費財事業

主に日本において、日用品、一般用医薬品、機能性食品の製造販売及び売買を行っております。

(主要製品) 歯磨、歯刷子、ハンドソープ、解熱鎮痛薬、点眼剤、栄養ドリンク剤、殺虫剤、洗濯用洗剤、台所用洗剤、柔軟剤、住居用洗剤、漂白剤、ペット用品

産業用品事業

主に日本及び海外諸地域に対する化学品原料、業務用品等の製造販売及び売買を行っております。

(主要製品) 油脂活性剤、導電性カーボン、業務用洗浄剤

海外事業

海外の関係会社において、主に日用品の製造販売及び売買を行っております。

その他

日本において当社の子会社が、主に当社グループの各事業に関連した事業を行っております。

(主要製品及びサービス) 建設請負、不動産管理、輸送保管、人材派遣

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。

なお、セグメント間の取引価格及び振替価格は、原則として市場価格、取引先の総原価及び当社の希望価格に基づいて交渉の上、決定しております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(百万円)

	報告セグメント			その他	計	調整額 (注)2	連結財務諸 表計上額 (注)3
	一般消費 財事業	産業用品 事業	海外事業				
売上高							
外部顧客への売上高	247,978	30,805	93,903	5,972	378,659		378,659
セグメント間の内部 売上高又は振替高 (注)1	25,508	25,298	8,174	23,194	82,176	82,176	
計	273,486	56,104	102,077	29,166	460,835	82,176	378,659
セグメント利益	10,108	1,612	2,983	956	15,660	714	16,374
セグメント資産	105,018	42,913	68,005	21,218	237,156	45,277	282,434
その他の項目							
減価償却費	7,334	1,178	2,097	151	10,762	404	11,166
持分法適用会社への 投資額	1,319		88	2,388	3,796	51	3,847
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	5,037	1,337	1,994	128	8,497	303	8,801

(注)1 報告セグメント内の内部取引を含んでおります。

2 (1)セグメント利益の調整額714百万円は、内部取引消去額等であります。

(2)セグメント資産の調整額は、内部取引消去額等75,249百万円()及び、各報告セグメントに配分していない全社資産の金額120,527百万円(+)が含まれております。

全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない当社の金融資産(現金及び預金、有価証券、投資有価証券等)及び管理部門に係る資産等であります。

(3)減価償却費の調整額は、全社資産及び内部取引消去に係る減価償却費であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(百万円)

	報告セグメント			その他	計	調整額 (注)2	連結財務諸 表計上額 (注)3
	一般消費 財事業	産業用品 事業	海外事業				
売上高							
外部顧客への売上高	261,305	31,395	99,285	3,619	395,606		395,606
セグメント間の内部 売上高又は振替高 (注)1	25,722	22,934	11,648	23,247	83,553	83,553	
計	287,028	54,330	110,933	26,867	479,159	83,553	395,606
セグメント利益	15,817	2,560	4,566	915	23,859	643	24,502
セグメント資産	107,456	44,315	68,649	20,001	240,423	58,086	298,510
その他の項目							
減価償却費	6,967	953	1,800	147	9,870	374	10,244
持分法適用会社への 投資額	2,478		82	2,414	4,975	14	4,961
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	4,864	1,187	2,793	116	8,961	445	9,407

(注)1 報告セグメント内の内部取引を含んでおります。

2 (1)セグメント利益の調整額643百万円は、内部取引消去額等であります。

(2)セグメント資産の調整額は、内部取引消去額等77,961百万円()及び、各報告セグメントに配分していない全社資産の金額136,048百万円(+)が含まれております。

全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない当社の金融資産(現金及び預金、有価証券、投資有価証券等)及び管理部門に係る資産等であります。

(3)減価償却費の調整額は、全社資産及び内部取引消去に係る減価償却費であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	ヘルスケア	ハウスホールド	化学品	その他	合計
外部顧客への 売上高	159,804	176,175	36,171	6,507	378,659

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア		その他	合計
		内、タイ		
281,517	95,617	49,674	1,524	378,659

(注)売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア		合計
		内、タイ	
51,964	23,095	7,936	75,060

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)P A L T A C	75,297	一般用消費財事業、産業用品事業
(株)あらた	55,670	一般用消費財事業、産業用品事業

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	ヘルスケア	ハウスホールド	化学品	その他	合計
外部顧客への売上高	178,814	188,216	24,487	4,087	395,606

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア		その他	合計
		内、タイ		
294,039	99,174	47,511	2,393	395,606

(注)売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア		合計
		内、タイ	
52,590	21,811	8,407	74,402

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)P A L T A C	90,479	一般用消費財事業、産業用品事業
(株)あらた	51,707	一般用消費財事業、産業用品事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	計	調整額	合計
	一般消費財事業	産業用品事業	海外事業				
減損損失	467	28	3,860		4,356	123	4,479

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	計	調整額	合計
	一般消費財事業	産業用品事業	海外事業				
減損損失	112	0	611	470	1,195	80	1,114

(注) 「その他」の金額は、不動産管理事業に係るものであります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	計	調整額	合計
	一般消費財事業	産業用品事業	海外事業				
当期償却額		81			81		81
当期末残高		263			263		263

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	計	調整額	合計
	一般消費財事業	産業用品事業	海外事業				
当期償却額		81			81		81
当期末残高		182			182		182

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の関連会社等

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	ピーティーライオンウイングス	インドネシア	百万ルピア 64,062	家庭用品の 製造販売	直接 48.0	債務の保証	債務の保証	2,868		

- (注) 1 取引条件ないし取引条件の決定方法等
ピーティーライオンウイングスにおける金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。
なお、取引金額には、債務保証の期末残高を記載しております。
- 2 取引金額には消費税等を含んでおりません。
- 3 役員の兼任の状況につきましては、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	ピーティーライオンウイングス	インドネシア	百万ルピア 64,062	家庭用品の 製造販売	直接 48.0	債務の保証	債務の保証	2,587		

- (注) 1 取引条件ないし取引条件の決定方法等
ピーティーライオンウイングスにおける金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。
なお、取引金額には、債務保証の期末残高を記載しております。
- 2 取引金額には消費税等を含んでおりません。
- 3 役員の兼任の状況につきましては、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり純資産額	469円 05銭	513円 76銭
1株当たり当期純利益	39円 35銭	55円 13銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	36円 84銭	55円 04銭

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前連結会計年度末 (平成27年12月31日)	当連結会計年度末 (平成28年12月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	142,730	157,879
普通株式に係る純資産額(百万円)	134,453	149,282
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	403	218
非支配株主持分	7,873	8,377
普通株式の発行済株式数(千株)	299,115	299,115
普通株式の自己株式数(千株)	12,469	8,551
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	286,645	290,564

2 1株当たり当期純利益額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	10,680	15,951
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	10,680	15,951
普通株式の期中平均株式数(千株)	271,398	289,313
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	76	
(うち、社債利息(税額相当額控除後)(百万円))	(76)	
普通株式増加数(千株)	20,597	454
(うちストックオプション(千株))	(619)	(454)
(うち新株予約権付社債(千株))	(19,977)	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概 要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
ライオン(株)	第1回無担保 転換社債型 新株予約権付社債	平成26年 5月2日	2,426			なし	平成31年 5月2日

(注) 新株予約権付社債の内容

発行すべき 株式の内容	新株予約権 の発行価額	株式の発行 価格(円)	発行価額 の総額 (百万円)	新株予約権の行使により 発行した株式の発行価額 の総額(百万円)	新株予約権の 付与割合(%)	新株予約権 の行使期間
ライオン(株) 普通株式	無償	672	15,000	15,000	100	自 平成26年 5月9日 至 平成31年 4月25日

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	9,772	4,244	2.51	
1年以内に返済予定の長期借入金	226	260	3.01	
1年以内に返済予定のリース債務	86	64		
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	2,082	1,690	3.49	平成30年1月～ 平成36年6月
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	215	118		平成30年1月～ 平成34年2月
その他有利子負債 長期預り金 (固定負債「その他」)	2,673	2,725	1.03	
合計	15,056	9,104		

- (注) 1 平均利率の算定については、借入金の平均残高に対する加重平均利率を記載しております。
2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表上に計上しているため、記載しておりません。
3 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金(百万円)	260	260	260	260
リース債務(百万円)	54	46	11	5

- 4 その他有利子負債の「長期預り金」は、取引先からの信託金であります。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	89,485	188,248	290,134	395,606
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	6,095	10,607	19,405	24,035
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額 (百万円)	3,797	7,161	13,043	15,951
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	13.25	24.86	45.15	55.13

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	13.25	11.62	20.24	10.00

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第155期 (平成27年12月31日)	第156期 (平成28年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,089	9,194
受取手形	2 1,207	2 1,477
売掛金	1 30,977	1 32,178
有価証券	43,000	57,000
商品及び製品	15,635	17,206
仕掛品	969	1,126
原材料及び貯蔵品	5,494	5,663
前払費用	581	780
未収収益	1 527	1 559
繰延税金資産	2,430	3,028
その他	1 2,558	1 2,634
貸倒引当金	4	4
流動資産合計	112,467	130,845
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	13,478	13,279
機械及び装置	10,619	11,113
車両運搬具	40	30
工具、器具及び備品	2,293	2,653
土地	9,591	9,591
リース資産	198	164
建設仮勘定	630	463
有形固定資産合計	36,853	37,296
無形固定資産		
商標権	4,425	1,656
その他	630	473
無形固定資産合計	5,056	2,130
投資その他の資産		
投資有価証券	15,851	17,388
関係会社株式	23,098	24,059
関係会社出資金	3,606	3,606
長期貸付金	1 3,090	1 2,450
長期前払費用	159	126
前払年金費用	11,479	10,908
繰延税金資産	151	-
その他	352	335
貸倒引当金	72	32
投資その他の資産合計	57,716	58,841
固定資産合計	99,625	98,268
資産合計	212,093	229,113

(単位：百万円)

	第155期 (平成27年12月31日)	第156期 (平成28年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	1, 2 8,521	1, 2 8,919
買掛金	1 26,528	1 27,719
リース債務	53	52
未払金	1 4,296	1 4,263
未払費用	1 31,972	1 34,578
未払法人税等	2,756	2,581
預り金	1 12,308	1 14,995
賞与引当金	1,738	2,289
返品調整引当金	439	377
販売促進引当金	1,587	2,060
役員賞与引当金	162	199
その他	1 10	1 3
流動負債合計	90,375	98,038
固定負債		
新株予約権付社債	2,426	-
リース債務	144	112
退職給付引当金	1,469	2,742
役員退職慰労引当金	110	-
債務保証損失引当金	2,006	-
長期預り金	1,692	1,716
資産除去債務	501	499
繰延税金負債	-	7
固定負債合計	8,351	5,078
負債合計	98,727	103,117

(単位：百万円)

	第155期 (平成27年12月31日)	第156期 (平成28年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	34,433	34,433
資本剰余金		
資本準備金	31,499	31,499
その他資本剰余金	2,529	3,008
資本剰余金合計	34,029	34,508
利益剰余金		
利益準備金	5,551	5,551
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	588	583
配当積立金	2,365	2,365
研究開発積立金	830	830
別途積立金	18,280	18,280
繰越利益剰余金	18,085	27,199
利益剰余金合計	45,700	54,809
自己株式	6,800	4,778
株主資本合計	107,363	118,972
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,598	6,805
評価・換算差額等合計	5,598	6,805
新株予約権	403	218
純資産合計	113,365	125,996
負債純資産合計	212,093	229,113

【損益計算書】

(単位：百万円)

	第155期 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)	第156期 (自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)
売上高	1 253,887	1 260,935
売上原価	1 98,551	1 94,706
売上総利益	155,335	166,229
販売費及び一般管理費	1, 2 147,147	1, 2 153,069
営業利益	8,188	13,159
営業外収益		
受取利息	1 73	1 49
受取配当金	1 2,753	1 2,493
受取ロイヤリティー	1 1,048	1 1,028
雑収入	1 278	1 274
営業外収益合計	4,153	3,846
営業外費用		
支払利息	1 120	1 107
社債利息	119	9
たな卸資産処分損	95	115
雑損失	1 85	1 19
営業外費用合計	420	251
経常利益	11,921	16,754
特別利益		
固定資産処分益	469	-
退職給付信託設定益	6,736	-
債務保証損失引当金戻入額	-	1,761
投資有価証券売却益	210	31
特別利益合計	7,416	1,793
特別損失		
固定資産処分損	1 1,620	1 533
関係会社株式評価損	3,362	1,904
関係会社整理損	-	3 409
債務保証損失引当金繰入額	2,006	-
減損損失	592	112
その他	64	-
特別損失合計	7,646	2,960
税引前当期純利益	11,691	15,587
法人税、住民税及び事業税	3,301	4,356
法人税等調整額	1,580	764
法人税等合計	4,882	3,591
当期純利益	6,809	11,995

【株主資本等変動計算書】

第155期(自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			
						圧縮記帳 積立金	配当積立金	研究開発 積立金	別途積立金
当期首残高	34,433	31,499	-	31,499	5,551	577	2,365	830	18,280
会計方針の変更による累積的影響額									
会計方針の変更を反映した当期首残高	34,433	31,499	-	31,499	5,551	577	2,365	830	18,280
当期変動額									
剰余金の配当									
当期純利益									
自己株式の取得									
自己株式の処分			2,529	2,529					
圧縮記帳積立金の積立						28			
圧縮記帳積立金の取崩						17			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	2,529	2,529	-	10	-	-	-
当期末残高	34,433	31,499	2,529	34,029	5,551	588	2,365	830	18,280

	株主資本				評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計						
	繰越利益 剰余金							
当期首残高	18,648	46,252	16,827	95,357	7,656	7,656	910	103,924
会計方針の変更による累積的影響額	4,680	4,680		4,680				4,680
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,967	41,571	16,827	90,677	7,656	7,656	910	99,243
当期変動額								
剰余金の配当	2,681	2,681		2,681				2,681
当期純利益	6,809	6,809		6,809				6,809
自己株式の取得			141	141				141
自己株式の処分			10,169	12,699				12,699
圧縮記帳積立金の積立	28	-						-
圧縮記帳積立金の取崩	17	-						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					2,058	2,058	506	2,564
当期変動額合計	4,117	4,128	10,027	16,685	2,058	2,058	506	14,121
当期末残高	18,085	45,700	6,800	107,363	5,598	5,598	403	113,365

第156期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					圧縮記帳積立金	配当積立金	研究開発積立金	別途積立金	
当期首残高	34,433	31,499	2,529	34,029	5,551	588	2,365	830	18,280
会計方針の変更による累積的影響額									
会計方針の変更を反映した当期首残高	34,433	31,499	2,529	34,029	5,551	588	2,365	830	18,280
当期変動額									
剰余金の配当									
当期純利益									
自己株式の取得									
自己株式の処分			478	478					
圧縮記帳積立金の積立						14			
圧縮記帳積立金の取崩						18			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	478	478	-	4	-	-	-
当期末残高	34,433	31,499	3,008	34,508	5,551	583	2,365	830	18,280

	株主資本				評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	18,085	45,700					6,800	107,363
会計方針の変更による累積的影響額				-				-
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,085	45,700	6,800	107,363	5,598	5,598	403	113,365
当期変動額								
剰余金の配当	2,886	2,886		2,886				2,886
当期純利益	11,995	11,995		11,995				11,995
自己株式の取得			191	191				191
自己株式の処分			2,212	2,691				2,691
圧縮記帳積立金の積立	14	-						-
圧縮記帳積立金の取崩	18	-						-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					1,206	1,206	184	1,022
当期変動額合計	9,113	9,109	2,021	11,608	1,206	1,206	184	12,631
当期末残高	27,199	54,809	4,778	118,972	6,805	6,805	218	125,996

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券.....償却原価法(定額法)

(2) 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 返品調整引当金

商品・製品の決算日後の返品に備えるため、返品による損失見込額を計上しております。

(4) 販売促進引当金

当事業年度売上にかかわる割戻金等の将来の支払いに充てるため、代理店・販売店への当事業年度売上高に対して取引契約に基づく割戻金等の支払見積額を計上しております。

(5) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により発生年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

6 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約および通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

主として社内管理制度に基づき、当社経理部にて為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)および事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、財務諸表及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

(たな卸資産の評価方法の変更)

当社の商品・製品のたな卸資産の評価方法については、従来、主として先入先出法による原価法を採用してまいりましたが、Vision2020の実現に向け推進している「海外事業の量的成長」にもとづき、2015年9月にサザンライオン有価証券を連結子会社化するなどにより連結財務諸表に占める海外子会社の構成比が増加していることを契機として、当社のたな卸資産の評価方法を検討した結果、連結グループとしての会計方針を海外子会社の採用している会計方針に統一することがより適切であると判断し、当事業年度より移動平均法による原価法に変更しております。なお、この変更による影響は軽微であり、遡及適用は行っておりません。

(貸借対照表関係)

- 1 関係会社に対するものが次のとおり含まれております。

	第155期 (平成27年12月31日)	第156期 (平成28年12月31日)
関係会社に対する短期金銭債権	7,735百万円	7,868百万円
関係会社に対する長期金銭債権	3,090百万円	2,450百万円
関係会社に対する短期金銭債務	29,658百万円	32,039百万円

- 2 事業年度末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。したがって、事業年度末日が金融機関の休日であったため、次のとおり事業年度末日満期手形が事業年度末残高に含まれております。

	第155期 (平成27年12月31日)	第156期 (平成28年12月31日)
受取手形	409百万円	443百万円
支払手形	2,123百万円	2,389百万円

- 3 偶発債務

保証債務

	第155期 (平成27年12月31日)	第156期 (平成28年12月31日)
	9,345百万円	7,169百万円

(注) 上記保証債務は保証先の借入金に対するものであります。

第155期の保証債務9,345百万円のうち1,434百万円については、当社の保証に対し他者から再保証を受けております。

第156期の保証債務7,169百万円のうち1,293百万円については、当社の保証に対し他者から再保証を受けております。

(損益計算書関係)

- 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第155期 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	第156期 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
営業取引		
売上高	12,186百万円	13,113百万円
仕入高	29,363百万円	27,263百万円
営業取引以外の取引高	27,236百万円	25,196百万円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	第155期 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	第156期 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
販売促進費	59,997百万円	61,137百万円
広告宣伝費	21,020百万円	25,186百万円
減価償却費	3,465百万円	3,412百万円

おおよその割合

販売費	69.7%	71.2%
一般管理費	30.3%	28.8%

- 3 第156期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

当社の連結子会社であるライオン・フィールド・マーケティング株式会社の解散及びピアレスライオン株式会社の合併契約解消に伴う損失であります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

第155期(平成27年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 子会社株式			
(2) 関連会社株式	69	1,572	1,503
計	69	1,572	1,503

第156期(平成28年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 子会社株式			
(2) 関連会社株式	69	2,024	1,954
計	69	2,024	1,954

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位:百万円)

区分	平成27年12月31日	平成28年12月31日
(1) 子会社株式	22,938	23,465
(2) 関連会社株式	90	523
計	23,028	23,989

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものがあります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第155期 (平成27年12月31日)	第156期 (平成28年12月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	23百万円	11百万円
返品調整引当金	145百万円	116百万円
販売促進引当金	525百万円	635百万円
退職給付引当金	6,926百万円	6,831百万円
減損損失	1,991百万円	1,683百万円
未払事業税・事業所税	274百万円	273百万円
その他	6,282百万円	6,230百万円
繰延税金資産小計	16,166百万円	15,781百万円
評価性引当金	5,733百万円	4,935百万円
繰延税金資産合計	10,432百万円	10,846百万円
繰延税金負債		
租税特別措置法における積立金・準備金	280百万円	257百万円
退職給付信託設定益	5,174百万円	4,868百万円
資産除去債務	58百万円	36百万円
その他有価証券評価差額金	2,337百万円	2,662百万円
繰延税金負債合計	7,851百万円	7,824百万円
繰延税金資産純額	2,581百万円	3,021百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第155期 (平成27年12月31日)	第156期 (平成28年12月31日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	7.3%	4.7%
投資有価証券評価損等スケジューリング不能な項目	15.4%	3.5%
その他	2.7%	2.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.7%	23.0%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成29年1月1日以降に消滅されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年1月1日から平成30年12月31日までのものは30.9%、平成31年1月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が136百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が285百万円、その他有価証券評価差額金が149百万円それぞれ増加しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末 帳簿価額 (百万円)	当期末減価 償却累計額 (百万円)	当期末 取得原価 (百万円)
有形固定資産							
建物	12,400	604	60 (45)	744	12,200	30,943	43,143
構築物	1,077	134	15 (1)	117	1,079	5,597	6,676
機械及び装置	10,619	2,881	96 (48)	2,291	11,113	66,578	77,691
車両運搬具	40	2	0	12	30	374	405
工具、器具及び備品	2,293	1,318	21 (17)	937	2,653	16,066	18,719
土地	9,591				9,591		9,591
リース資産	198	24		57	164	106	271
建設仮勘定	630	5,114	5,282		463	-	463
有形固定資産計	36,853	10,079	5,475 (112)	4,160	37,296	119,666	156,963
無形固定資産							
特許権	0			0	0		
商標権	4,425	1	0	2,770	1,656		
ソフトウェア	615			367	247		
その他	15	213	1	2	225		
無形固定資産計	5,056	215	1	3,140	2,130		

(注) 1 当期増加額の主なもの

機械及び装置 明石工場 歯磨製造設備 555 百万円
機械及び装置 明石工場 歯刷子製造設備 320 百万円

2 当期減少額の主なもの

建物 大阪オフィス 減損 43 百万円

3 なお、当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	76	1	41	36
賞与引当金	1,738	2,289	1,738	2,289
返品調整引当金	439	377	439	377
販売促進引当金	1,587	2,060	1,587	2,060
役員賞与引当金	162	199	162	199
役員退職慰労引当金	110		110	
債務保証損失引当金	2,006		2,006	

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

記載すべき事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取及び買増	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して、これを行う。
株主に対する特典	新製品紹介セット(1,000株以上ご所有の株主様に年1回1セット)

(注)1. 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 単元未満株式の買増を請求することができる権利
2. 平成28年12月27日開催の取締役会において、1単元の株式数を1,000株から100株に変更することを決議いたしました。なお、実施日は平成29年4月1日であります。
 3. 平成29年4月1日に実施する単元株式数の引下げにあわせ、株主優待制度の対象を当社株式100株以上ご所有の株主様に変更いたします。なお、平成29年12月31日を基準日とする株主名簿に記載された株主様より、当該変更を実施いたします。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類並びに 確認書	事業年度 (第155期)	自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日	平成28年 3月31日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書 及びその添付書類	事業年度 (第155期)	自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日	平成28年 3月31日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書及び確認書	第156期 第1四半期	自 平成28年 1月 1日 至 平成28年 3月31日	平成28年 5月13日 関東財務局長に提出。
	第156期 第2四半期	自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 6月30日	平成28年 8月10日 関東財務局長に提出。
	第156期 第3四半期	自 平成28年 7月 1日 至 平成28年 9月30日	平成28年11月11日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容 等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号 の2(株主総会における議決権行使の結果)の 規定に基づく臨時報告書		平成28年 3月31日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年3月29日

ライオン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	向	井	誠
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	村	裕 輔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	東	朋

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているライオン株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライオン株式会社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ライオン株式会社の平成28年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ライオン株式会社が平成28年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年3月29日

ライオン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	向	井	誠
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	村	裕 輔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	東	朋

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているライオン株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第156期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライオン株式会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。